

第6次青梅市総合長期計画
基本計画素案

(第3稿)

平成24年8月

目次

第1部 総論	1
第1章 基本計画の考え方	2
1 計画の目的	2
2 計画の役割	2
3 計画の期間	2
4 地区別将来人口の推移	3
5 財政見通し	4
第2章 基本計画の体系	5
第2部 各論	7
第1章 安全で快適に暮らせるまち	8
1 防災・消防	8
2 交通安全	11
3 防犯・消費者保護	13
4 住宅	15
5 公園・緑地	17
第2章 自然と共生し環境にやさしいまち	19
1 森林	19
2 水辺環境	21
3 生活環境	23
4 循環型社会	25
第3章 次代を担う子どもをみんなで育むまち	27
1 子育て支援	27
2 家庭教育	29
3 学校教育	31
4 青少年活動	34
第4章 文化・交流活動がいきづくまち	36
1 生涯学習	36
2 歴史・文化・芸術	38
3 スポーツ・レクリエーション	40
4 都市間交流	42
第5章 みんなが元気で健康なまち	44
1 予防・健康づくり	44
2 医療体制・市立総合病院の健全経営	46
第6章 やさしい福祉のまち	48
1 地域福祉	48
2 高齢者福祉	50

3	障害者福祉	52
4	ひとり親福祉	54
5	生活保護	55
6	社会保障	56
第7章	活気ある産業で雇用が生まれるまち	59
1	農業・林業	59
2	工業	61
3	商業	63
4	新産業	65
5	観光	67
6	雇用	69
第8章	都市基盤が整う魅力あるまち	71
1	都市形成	71
2	道路	73
3	公共交通	75
4	下水道	77
5	河川	79
6	都市景観	81
第9章	みんなが参画し協働できるまち	83
1	市民参画・協働	83
2	人権・平和	86
3	男女平等参画	88
第10章	持続的に行政運営ができるまち	90
1	行政運営	90
2	情報推進・活用	92
3	公共施設保全・整備	94
4	健全財政	96
第3部	(仮称)ぷらっとフォーム	99
第1章	(仮称)ぷらっとフォームによるまちづくり	100

第 1 部 総論

第1章 基本計画の考え方

1 計画の目的

この基本計画は、基本構想に定めたまちの将来像の実現に向けて、施策を体系化し、施策の推進のための考え方や手法を明らかにし、総合的かつ計画的な行財政運営の基本とするものです。

2 計画の役割

この基本計画は、次のような役割を持ちます。

本市にとっての、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針

市民にとっての、市政やまちづくりへの参画・協働のための共通した目標
国や都に対する、必要な施策や事業を行うため、市としての主張を明らかにするもの

近隣市町村等との間で相互に協力や調整、連携を図るための指針

3 計画の期間

この基本計画は、平成 34（2022）年度を目標年次とする 10 年間の基本構想にもとづく、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間の計画期間とします。

4 地区別将来人口の推移

計画期間における地区別の人口推移は、平成 23 (2011) 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口を基準とし、国勢調査との整合を図りつつ推計したところ、平成 34 (2022) 年までの人口推計結果は以下のとおりとなり、市全体では 134,000 人程度となることが見込まれます。

これに対して、様々な施策展開による人口増加を目指し、目標人口を 138,000 人とします。

地区別人口の推移予測

(単位：人)

地区 \ 年	平成 24年 (2012)	平成 25年 (2013)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)
青 梅	11,596	11,350	11,196	11,042	10,875	10,704
長 淵	21,967	21,506	21,298	21,089	20,852	20,610
大 門	20,641	20,681	20,740	20,798	20,821	20,837
梅 郷	11,061	11,182	11,205	11,228	11,227	11,221
沢 井	3,785	3,729	3,664	3,599	3,533	3,467
小曾木	4,376	4,249	4,194	4,140	4,080	4,020
成 木	2,241	2,181	2,134	2,088	2,041	1,995
東青梅	16,244	16,026	15,905	15,784	15,636	15,481
新 町	20,033	20,679	20,931	21,183	21,428	21,671
河 辺	16,183	16,250	16,266	16,282	16,265	16,241
今 井	11,283	11,296	11,275	11,253	11,220	11,184
計	139,410	139,129	138,808	138,486	137,978	137,431

地区 \ 年	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	平成 32年 (2020)	平成 33年 (2021)	平成 34年 (2022)	平成24年と 平成34年の 比 較
青 梅	10,534	10,364	10,194	10,019	9,844	1,752
長 淵	20,368	20,126	19,884	19,615	19,341	2,626
大 門	20,853	20,869	20,885	20,855	20,816	175
梅 郷	11,215	11,208	11,202	11,175	11,144	83
沢 井	3,401	3,336	3,270	3,203	3,136	649
小曾木	3,959	3,899	3,838	3,775	3,711	665
成 木	1,949	1,902	1,856	1,812	1,767	474
東青梅	15,327	15,173	15,018	14,842	14,661	1,583
新 町	21,915	22,159	22,403	22,612	22,815	2,782
河 辺	16,218	16,194	16,171	16,108	16,035	148
今 井	11,148	11,112	11,077	11,020	10,958	325
計	136,887	136,342	135,798	135,036	134,228	5,182

各年 10 月 1 日現在 (ただし、平成 24 年については 4 月 1 日現在の実績)

5 財政見通し

少子・高齢化、生産年齢人口減少、消費税等の本市の財政運営に影響のある社会動向を踏まえた、計画期間における財政見通しです。

平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 5 年間の財政見通し
(単位 : 億円)

歳 入		歳 出		財源過不足
市 税		人 件 費		
国庫支出金		扶 助 費		
都 支 出 金		公 債 費		
諸 収 入		投資的経費		
市 債		繰 出 金		
そ の 他		そ の 他		
合 計		合 計		

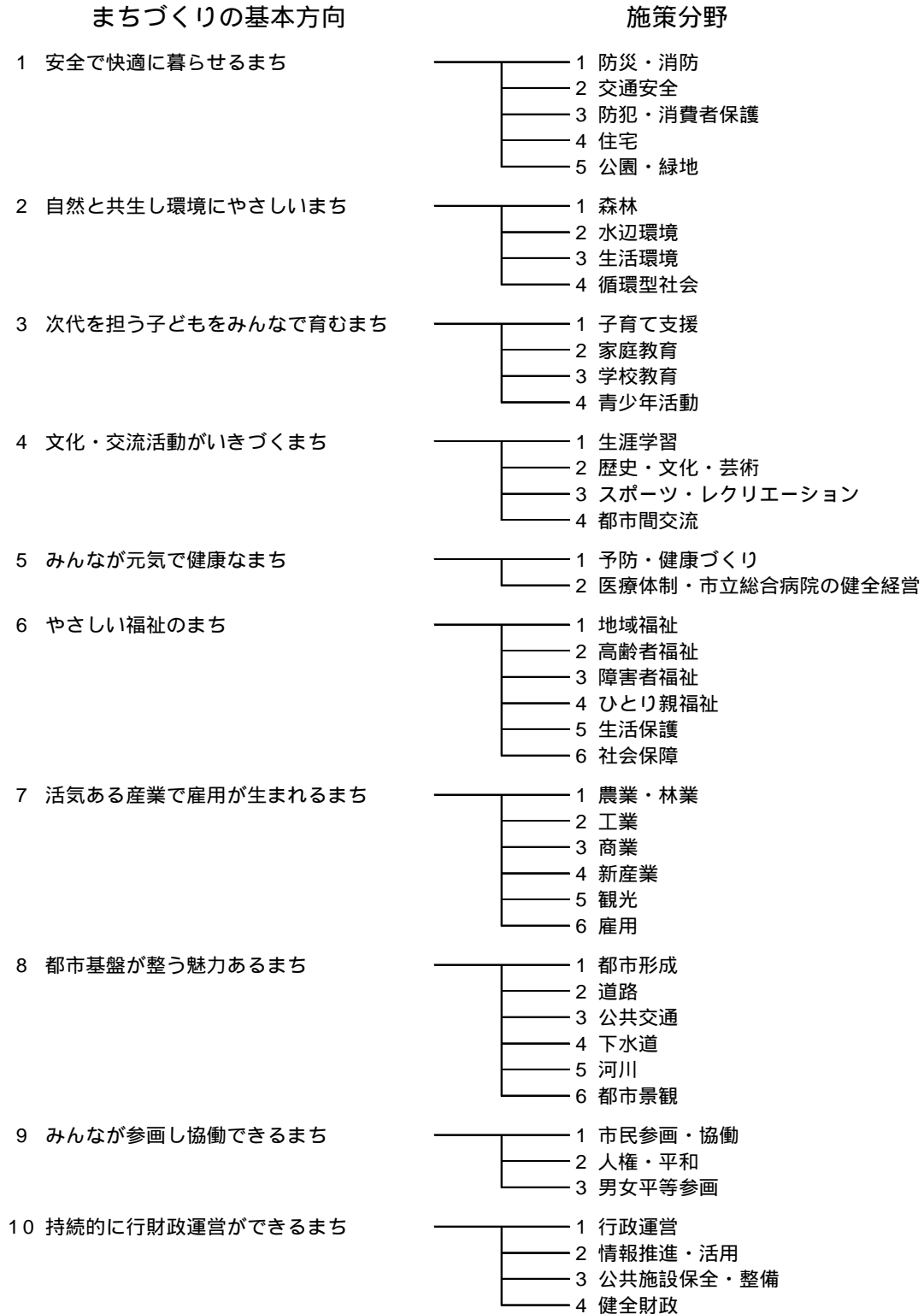
平成 30 (2018) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 5 年間の財政見通し
(単位 : 億円)

歳 入		歳 出		財源過不足
市 税		人 件 費		
国庫支出金		扶 助 費		
都 支 出 金		公 債 費		
諸 収 入		投資的経費		
市 債		繰 出 金		
そ の 他		そ の 他		
合 計		合 計		

第2章 基本計画の体系

基本構想で示されたまちづくりの基本方向にもとづいて設定する施策分野の体系は以下のとおりとなります。

第6次青梅市総合長期計画の体系



第 2 部 各論

第1章 安全で快適に暮らせるまち

1 防災・消防

現状と課題

東日本大震災の発生後、地震をはじめとする自然災害等に対する安全性の確保に関して、市民の意識がより一層高まっており、防災・消防体制の強化が大きな課題となっています。

東日本大震災では、防災機関自体の被災により、活動能力が著しく低下する問題が浮き彫りとなり、市民が自らの命を守る「自助」、地域の住民がお互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」による地域の防災力向上の必要性が再確認されました。

平成24(2012)年4月に東京都から公表された首都直下地震等による被害想定によると、多摩直下地震や立川断層帯地震における青梅市の被害の規模は、避難者が約3倍になるなど、過去の被害想定から大幅に見直されています。

本市ではこれまで、「青梅市地域防災計画」にもとづき、防災体制の強化に努めてきました。しかし、新たな被害想定や土砂災害といったあらゆる災害危機に対する減災対策、避難体制・情報連絡体制の確立が課題となっています。

また、自治会加入率低下にともない、地域の防災力の要である自主防災組織の弱体化の改善や、高齢者や障害者といった災害時要援護者の地域支援体制の推進も課題になってきています。

今後は、行政、防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災体制を確立していく必要があります。

消防体制は、常備消防として、東京消防庁の青梅消防署、日向和田出張所、長淵出張所が設置されているほか、非常備消防として、消防団(8個分団)が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

しかし、災害時の活動や、救急ニーズの増加が見込まれるとともに、消防団の団員確保が困難になってきており、これらへの対応が課題となっています。

このため、常備消防・救急体制の充実を進めながら、新たな団員制度の導入や事業所への働きかけなど消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設・設備の整備充実を進めていく必要があります。

基本方針

市民が安全な生活を送れるよう、防災体制・消防体制の強化、救急・救助体制の充実を図ります。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などの大規模な自然災害を教訓に、地震や土砂災害をはじめとする、あらゆる災害に対応するため、「青梅市地域防災計画」の抜本的な見直しを行います。

また、市民や企業等に対して自助・共助・公助の役割認識の浸透や防災に関する意識の向上、耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

基本施策

(1) 地域防災体制の整備

抜本的な見直しを行う「青梅市地域防災計画」や新たに策定した「青梅市業務継続計画」等にもとづき、市および防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進め、あらゆる災害に対し、適切な対応を図ります。

また、「地区防災計画」の策定のもと、自主防災組織の人材育成や災害時要援護者避難支援体制の充実、避難路・避難場所・避難所の周知徹底など地域防災力の向上を図ります。

さらに、緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

(2) 市民の防災意識の高揚

市民の防災意識の高揚に向けた広報・啓発活動の推進や実践、総合防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織や防災リーダーの育成を進め、共助の精神に基づく身近な地域における防災体制の確立に努めます。

また、防災ハンドブックによる防災知識の普及、家具転倒防止器具への助成など市民自らの減災行動を奨励します。

(3) 防災施設・設備の整備

備蓄品・備蓄倉庫・避難所の見直しや災害協定の締結により、災害発生時の想定避難者に対応できる避難所の確保を図るとともに、長期的な避難者や災害協定等による被災者の受け入れ等に対応する施設の確保を図ります。

また、土砂災害の発生の恐れに対し、適切な避難行動ができるよう、避難に関する地域特性に即した計画等を定め、避難体制を確立します。

さらに、防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、難聴地区の解消など災害時の情報伝達手段の整備・充実を図ります。

(4) 消防体制の充実

消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、新たな消防団員制度の導入など団員確保対策の強化や訓練の充実など消防団活性化対策を推進します。

また、東京都と連携し常備消防体制の強化、救急・救助体制の強化を図るとともに、青梅消防署の新たな出張所の設置や救急車の増配置などを東京都に働きかけます。

2 交通安全

現状と課題

交通事故件数及び交通事故死者数はいずれも全国的に減少傾向にありますが、高齢者関連事故の割合が年々高くなっています。

本市では、青梅警察署や青梅交通安全協会と連携し、春秋の交通安全運動や交通安全講習会の実施、交通公園での交通安全教室、高齢者を対象とした交通安全教室、小学 3 年生を対象とした自転車運転免許教室や各種キャンペーンを実施するとともに、関係機関と連携して交通安全施設の整備を進めています。

こうした取組の結果、市内における交通事故死傷者数は減少傾向にあり、死傷者数は平成 22 (2010) 年は 3 人、平成 23 (2011) 年は 0 人と、ピーク時の半分以下に減少しています。

今後は、高齢者や自転車の交通事故の割合が高いことを考慮し、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化を進めていく必要があります。

また、駅前の駐輪場整備など、放置自転車の防止に努めていきます。

基本方針

交通事故の減少に向け、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「青梅市交通安全計画」にもとづき、青梅警察署や青梅交通安全協会などの関係機関と協力し、交通安全意識の向上や交通安全教育の充実、高齢者対策などを図ります。

また、交通安全施設の点検・改修など安全で円滑な交通環境の整備を推進します。

基本施策

(1) 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発

青梅警察署や青梅交通安全協会など関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全知識の普及に努めます。

(2) 交通安全対策の充実

国・都道の交通安全施設の整備充実や交通事故多発箇所の改善等を要請していくとともに、市道についても、通学路や交通量の多い路線を中心に、路面表示等の交通安全施設の整備・充実を図ります。

また、交通公園の施設整備、適正な管理・運営に努めます。

(3) 放置自転車対策の推進

放置自転車防止に向けた啓発活動をはじめ、放置自転車禁止区域の設定など放置自転車の減少に向けた施策の推進に努めます。

また、駅周辺での駐輪場整備を行うとともに、適正な管理・運営に努めます。

3 防犯・消費者保護

現状と課題

子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、犯罪の低年齢化、インターネットや電話を用いた犯罪など、多様化する犯罪からの安全性の確保が重視されています。

本市では、平成 16（2004）年に「青梅市安全安心まちづくり条例」、平成 24 年（2012）4 月に「青梅市暴力団排除条例」を制定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、青梅警察署や青梅防犯協会と連携し、防犯活動を進め、犯罪の未然防止に努めています。

平成 23（2011）年に市内で発生した刑法犯は 1,221 件となっており、近年では、高齢者を狙った振り込め詐欺の被害が増加しています。

今後とも、犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、防犯意識の高揚や個人、学校、地域の連携を深め、地域ぐるみの防犯体制の強化を図る必要があります。

消費者保護については、消費者ニーズの多様化や規制緩和、高度情報化、国際化など社会情勢が大きく変化する中、消費者の多種多様な商品やサービスの選択肢が増加する一方、消費者問題も複雑・高度化しています。

本市では、国や都の消費生活センター、西多摩地域広域行政圏内の市町村の消費生活担当など関係機関との連携のもと、消費生活相談員による相談業務を実施しているほか、啓発リーフレットの配布、消費者月間や市民のくらし展などのイベント等を通じた消費生活情報の提供を行っています。

今後も、高齢化社会の到来に伴う高齢者の消費生活上のトラブルや高度情報化時代における電子商取引上の消費者トラブルの増加が予想されることから、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携しながら、市民への啓発活動や相談業務の充実、消費者団体への支援を図る必要があります。

また、都から市に権限移譲された家庭用品品質表示法等にもとづく立入検査等の実施体制の強化が必要となっています。

基本方針

犯罪のない明るい住みよいまちを目指して、青梅警察署や青梅防犯協会などの関係機関と連携し、犯罪を未然に防ぐ取組を進めるとともに、自主防犯組織など地域の自主的な防犯活動への支援など防犯体制の強化を推進します。

また、安心して消費生活ができるよう、特に高齢者等の消費者被害の防止のための啓発活動の充実と消費者保護体制の強化を図ります。

基本施策

(1) 防犯体制の強化

青梅警察署や青梅防犯協会など関係機関・団体との連携した広報・啓発活動をはじめ、メール配信サービス、防災行政無線を活用した情報提供、防犯パトロール等を推進し、市民と一体となった防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、地域での自主的なパトロール活動の支援とともに、児童・生徒や高齢者などを犯罪から守るため、地域ぐるみの見守り体制づくりに努めます。

さらに、夜間の歩行や自転車通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、街路灯の整備を進めます。

(2) 消費者意識の啓発

東京都消費生活総合センターなど関係機関と連携のもと、広報紙や消費生活パンフレット、消費者月間や市民の暮らし展などイベントを通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を図り、消費者意識の啓発を図ります。

また、関係機関と連携し、販売実態の調査や生活知識の啓発活動などに取り組みます。

(3) 消費者相談の充実

多様化する相談内容、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、東京都や近隣市町村と連携し、消費者相談体制の充実を図ります。

4 住宅

現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な要素です。

本市は、豊かな自然と歴史、伝統ある文化など優れた資源に恵まれ、また先端産業が立地する職住近接型の都市として発展してきました。

市営住宅の状況をみると、平成 24（2012）年 3 月末現在、27 団地 749 戸（高齢者住宅を含む）を管理しており、世帯数に対する供給割合は 1.41%で東京都市部最大となっています。

しかし、市営住宅は昭和 50 年代以前に建てられた住宅が全体の 6 割を超え、老朽化が進行しているため、今後の維持管理費用が増大することが想定されます。

また、市内には旧耐震基準の住宅が多くあり、その住宅の安全性の確保が急務となっているほか、マンションにおいても耐震性の確保や適切な維持管理などの課題を抱えています。

今後も、自然環境と調和した住環境の整備を進めるとともに、住宅の耐震化への支援など安全性の確保や、高齢化や生活様式の変化に対応した住宅政策など住宅・住環境に関わる様々な課題に対応していく必要があります。

基本方針

快適で安全な居住空間で、誰もが心豊かに生き生きと、自然とともに暮らす魅力あるまちづくりを目指し、総合的・計画的な住宅施策を進めます。

多様化する社会情勢のなかで、定住人口の確保や誰もが安心して住み続けられるまちとなるよう、行政と事業者等が連携する体制づくりに取り組みます。

また、地震による住宅の倒壊等を未然に防止するため、耐震化の促進を図ります。市営住宅については、耐震化の推進と効率的な管理・運営に努めます。

基本施策

(1) 快適で安全な住環境の確保

安全・安心・快適な住環境の確保に向け、「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、総合的・計画的な住宅施策・住環境整備を推進します。

市営住宅については、「青梅市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、計画的な整備・改修を図るとともに、適正な管理・運営に努めます。

民間住宅については、耐震化の促進を図るとともに、良好な宅地造成などを誘導し、快適で安心した生活ができる住まいづくりを進めます。

(2) 新たな住宅施策の推進

分譲マンションの適正な管理を推進する支援事業をはじめ、住宅関連事業者などと連携する新たな仕組みにより、住宅市場を通じた住宅施策の検討・推進に取り組めます。

5 公園・緑地

現状と課題

公園や緑地は、屋外での休憩、運動などのレクリエーション空間、地域交流、自然とのふれあい、観光資源などの多様な市民ニーズに対応するとともに、震災時の避難場所や景観形成機能など、市民生活を支える重要な役割を担っています。

本市は、公園・緑地づくりの指針である「青梅市緑の基本計画」の見直しを平成21(2009)年に行い、永山北部丘陵などの緑地の保全を進めました。市内には、大規模な緑地から身近な公園まで様々な公園・緑地があり、平成23(2011)年現在、都市公園等は93か所、総面積は58.9haとなっています。

また、平成22(2010)年には、「青梅の森」の自然環境を保全、整備、運営するための「青梅の森事業計画」を策定し、青梅の貴重な自然環境の保全、野生動物が生育できる環境の保護を進めるとともに、自然体験学習、レクリエーションの場としての整備を進めています。

今後は、老朽化した遊具の更新、計画的な維持管理など公園施設の長寿命化をはじめ、公園のバリアフリー化、避難場所に指定された公園の防災機能の向上を図る必要があります。また、市民参画のもと、青梅の森など市の特性である緑豊かな環境の保全・活用を一層図る必要があります。

基本方針

生活の憩いの場、防災面、観光資源などの多面性をもつ公園の機能確保や施設・設備の充実、崖線緑地や平地林の保全・整備を図ります。

また、「青梅の森」を中心とした緑地の保全・整備や公園施設の計画的な維持管理を推進します。

市民、事業者、行政など多様な主体による緑化の推進や施設の管理を図ります。

基本施策

(1) 公園・緑地の整備・管理

すべての市民にやさしい公園づくりを目指し、老朽化への対応やバリアフリー化、安全性の確保を踏まえ、「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、定期的な点検を行いながら、公園施設や緑地の計画的な改修・整備を進めます。

(2) 緑地の保全・緑化の推進

「第6次青梅市総合長期計画」の土地利用方針等に従い、「青梅市緑の基本計画」の見直しを行い、山・丘陵の緑や崖線緑地や平地林などの保全とともに、緑あふれる快適な環境づくりに向けた緑地の整備充実を図ります。

また、道路、学校、駅前広場等の公共公益施設のみならず、住宅や事業所等における緑化の促進を支援するなど、市民・事業者と連携した全市的な緑化を推進します。

(3) 「青梅の森」の整備

「青梅の森」について、自然環境を保全し、貴重な野生動物が生息できる環境の保護をはじめ、自然体験学習、レクリエーションの場としての整備など計画的な保全・整備に取り組むとともに、市民と協働した運営・管理体制の充実を図ります。

第2章 自然と共生し環境にやさしいまち

1 森林

現状と課題

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の一角を担う御岳山高水山などの山々を背景として多摩川が東西に流れ、青梅丘陵や長淵丘陵、霞丘陵など市街地を囲む緑豊かな丘陵や崖線の雑木林など豊かな自然環境に恵まれており、その環境は子どもから高齢者まで多くの市民に愛されています。

市全体の約 63%を森林が占めており、公園などの緑地を含めると、70%以上が緑に覆われています。森林は木材供給源となるなど、経済林としての役割のほか、心のやすらぎ、自然とのふれあい、レクリエーション、水源のかん養、景観の向上、防災面など多様な役割を持っています。

こうした貴重な財産である緑豊かな森林の保全に向け、都と連携した事業を推進するとともに、森林ボランティアの育成、森林保全のボランティアグループとの連携など、市民の手による森林整備の支援に取り組んでいます。

しかし、国内の木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により森林の荒廃が進んでいます。また、スギ・ヒノキは花粉症の原因の一つとされており、花粉の発生源対策が求められています。さらに、水源かん養や二酸化炭素の吸収機能をはじめとした地球温暖化対策など、森林の持つ公益的機能の回復を図る必要があります。

基本方針

健全な森林を維持し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、林製品の活用を拡大するとともに、民有林を中心とした森林の保全、適正な管理や整備を推進します。

また、企業との連携や、ボランティアなどによる市民参加型の森林づくりを推進し、将来を展望した長期的な森づくりを進めます。

基本施策

(1) 森林の再生・整備

森林の荒廃を防止し、森林の多面的・公益的な機能を発揮するため、東京都と連携し、多摩産材の活用促進を図るとともに、森林の再生事業や花粉の少ない森づくりなどによる森林整備事業を推進し、森林の保全、適正な管理や整備を図ります。

(2) 市民参加型の森づくり

市の貴重な財産である緑豊かな森林の保全に向け、企業との連携や森林の整備に関するボランティアの育成事業を推進するとともに、ボランティア団体等による森林の整備を促進します。

2 水辺環境

現状と課題

本市の河川は、市中央部を東西に流れる多摩川とこれに注ぐ多摩川水系の河川と北部を流れる霞川、成木川などの荒川水系の河川により構成されています。

中でも多摩川は、昭和 60(1985)年に御岳渓谷が環境省から名水百選に選定されるなど、特に美しい清流景観とされており、いこいの場、レクリエーションの場として、市内外から多くの人々が訪れています。

こうした良好な水辺環境を対象に、憩いと活動の場の創出に努め、水辺と人とのふれあいをより身近なものにするために、平成 22(2010)年度に「青梅子どもの水辺協議会」を設立し、構成する市民団体と協働して、市内各所で親水事業を実施しています。

さらに、平成 23(2011)年度には、河辺地区の多摩川河川敷を「子どもの水辺」として登録し、水辺に親しむ事業の充実を図っています。

今後も、自然体験学習など親水事業の実施による川と親しむ機会づくりとともに、河川敷の美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や河川敷の周辺整備を進める必要があります。

基本方針

河川やその周辺区域を水に親しむ空間として活用するため、周辺環境整備の促進を図るとともに、生態系の保全に努めます。

親水事業については、市民団体などと連携し、施策の検討・実施を推進するとともに、ボランティア団体等への支援を行います。

基本施策

(1) 水辺環境の保全・整備

河川やその周辺区域を学習の場、健康づくりの場として活用できるよう親しみやすい水辺環境を創出する整備を図ります。

また、親水施設については総合的な検討・整備を推進することにより、良好なる水辺環境との触れ合いの場の確保および生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に努めます。

(2) 親水事業の充実

河辺地区の多摩川河川敷について、貴重な環境学習や自然体験学習の場として「水辺の楽校」の登録を推進するとともに、市民団体などと連携し、「(仮称)水辺のフェスティバル」といった合同事業の開催など、体験型事業や学習型事業の充実を図ります。

3 生活環境

現状と課題

快適で美しい生活環境の維持は、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それぞれの取組が不可欠です。

本市では、「東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）」や「青梅市環境基本条例」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、環境調査による状況の把握および監視、指導による公害の未然防止に取り組んでいます。

また、美化デーなど市民と協働した美しい生活環境の維持・向上のための取組を実施するとともに、ごみのポイ捨ての防止やペットの飼い主へのマナー向上などの啓発を図っています。

さらに、市内に設置された公衆トイレや、し尿処理施設の維持管理、あき地の環境保全など、生活環境の保全に取り組んでいます。

そのほか、市民斎場や市営墓地（1,510区画）の管理・運営を行っています。

今後も、快適な生活環境の維持に向け、市民、事業者、滞在者を巻き込み、美しい生活環境の維持・向上を図るとともに、施設の適切な維持管理等を図る必要があります。

基本方針

快適な生活環境の確保、美しいまちの維持に向けて、市民・団体・事業者などと連携し、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置を防止するなどの活動を推進するとともに、不法投棄の防止に努めます。

また、環境調査などにより、生活環境の保全、公害の未然防止を図ります。

市民斎場等の施設については、施設の維持管理のため、適切な整備を図ります。

基本施策

(1) 生活環境の維持・向上

市民・団体・事業者などと連携した不法投棄の防止や美しい生活環境の維持・向上のための取組やごみのポイ捨ての防止、ペットの飼い主へのマナー向上などの啓発活動を推進し、快適な生活環境の確保を図ります。

また、あき地の所有者、管理者への指導によるあき地の管理の適正化を図ります。

(2) 公害防止体制の推進

水質、大気などの環境調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、指導による公害の未然防止に努めます。

また、広域的に公害防止を図るため、東京都や近隣市町村との連携を図りながら環境保全対策を進めます。

さらに、大規模な開発事業等について公害の防止、環境の保全等を図るため、東京都と協力し、環境への影響について適正な環境配慮が行われるよう努めます。

(3) 市民斎場等公共施設の維持管理

市民ニーズに応えるため、市民斎場・火葬場の適切な維持管理と利用者の利便性向上を図ります。

また、市営墓地については、合葬墓の新設といった施設面と管理体制の充実を図ります。

さらに、広域的な連携のもと、し尿処理施設の長寿命化に向けた計画的な改修、適正な管理を進めるとともに、施設のあり方の検討を進めます。

市民や滞在者が快適に利用できるよう、市内の公衆トイレの清掃など維持管理に努めます。

4 循環型社会

現状と課題

地球規模で環境・エネルギー問題への関心が一層高まる中、これまでの生活様式や社会の仕組みを見直し、環境保全やエネルギーのあり方をはじめ、ごみを発生させない取組など環境に関する総合的な施策展開が強く求められています。

本市では、燃やすごみについては、西多摩衛生組合において広域かつ効率的な処理を行っています。それ以外の燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物および粗大ごみ等は、青梅市リサイクルセンター等で処理を行っています。

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）の3Rに、ごみの発生源となるものの受入れを断る（リフューズ）を加えた4Rの推進に向け、ごみ減量の啓発とともに、分別の徹底による資源化率の向上、生ごみの堆肥化、集団回収の支援などの取組を推進しています。

環境施策については、「青梅市環境基本計画」を改訂し、行政と市民、市民団体、事業者、滞在者等が協働して、青梅市の特性を生かした、環境と調和したまちづくりに取り組みます。

今後も、資源循環型社会の構築をはじめ、地球温暖化防止対策の推進、自然再生エネルギーの導入など、市民、事業者、行政が連携し、総合的に施策を推進する必要があります。

基本方針

環境にやさしい低炭素社会・資源循環型社会をつくるため、市民・事業者・行政との協働のもと、4Rの推進、ごみの減量、分別の徹底による再資源化などの取組を促進します。

ごみ処理施設の計画的な整備を図るとともに、周辺自治体との連携による、より経済的、効率的な収集・処理方法の検討を図ります。

地球温暖化対策として、自然再生エネルギーの導入促進に向けた取組を進めます。

基本施策

(1) ごみの減量化の推進

ごみ減量講座やごみ処理施設見学会など広報・啓発活動の推進をはじめ、集団回収や生ごみの堆肥化への支援、企業への働きかけを通じ、市民の自主的な4R運動の定着を促進し、ごみの減量化を図ります。

(2) ごみ処理体制の整備

ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底に努めるとともに、ごみ処理施設の計画的な施設整備を図ります。

また、西多摩衛生組合構成市町における中間処理・資源化施設の統合・共同処理などについて関係者間の協議を進めます。

(3) 自然再生エネルギー施策への取組

太陽光発電の普及拡大とともに、企業・団体等との協力関係を構築し、自然再生エネルギーの導入検討を進めます。

また、複合的なエネルギー施策の展開によるスマートコミュニティの構築に向けた検討を進めます。

(4) 地球温暖化対策の推進

「青梅市地球温暖化対策実行計画」にもとづき、市役所での事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減を図ります。

また、省エネルギーや節電など温室効果ガスの排出削減効果のある取り組みの広報や啓発などを進めます。

第3章 次代を担う子どもをみんなで育むまち

1 子育て支援

現状と課題

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てへの不安や負担感を感じる保護者の増加もみられ、保育ニーズの多様化が進んでいます。

平成22(2010)年3月に「青梅市次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、保育所の充実、学童保育の充実、家庭福祉員、グループ型小規模保育、一時預かり事業など保育サービスの充実をはじめ、既存施設を活用した子育て支援事業の充実や子どもの居場所づくり、子どもと家庭の相談事業、子育て支援の情報提供、子育てサークル等の支援や地域子育てネットワークづくり、乳幼児家庭の全戸訪問、育児支援ヘルパーの派遣、乳幼児ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業など総合的な子育て支援施策を実施しています。

今後は、国の制度改正に対応し、子育て家庭を市全体で支援するという視点に立ち、保育サービスの充実とともに、多世代・異年齢交流の促進や地域全体で子どもと親の育ちを支える環境づくりなど、新たな子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

基本方針

すべての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、世代間交流、異年齢交流を推進し、地域全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

基本施策

(1) 計画の推進と制度改正への対応

「青梅市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」にもとづき、地域や社会全体で子育てができる環境づくりと総合的な子育て支援策を推進するとともに、国の制度改正への対応を図ります。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援センターや市民センターでの子育て支援事業の充実や子どもの居場所づくりをはじめ、ファミリー・サポート・センター事業の推進、子どもと家庭の相談事業、育児支援ヘルパーの派遣、乳幼児家庭の全戸訪問、子育てサークル等の支援、世代間交流・異年齢交流による子育てネットワークづくりの促進など、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子ども家庭支援センターを中心に関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見と適正な対応を図ります。

さらに、広報紙やホームページなどで、医療費助成や児童手当など支援制度の周知を図るとともに、子育て関連情報など子育てに関する情報を積極的に提供します。

(3) 保育サービスの充実

認可保育所の施設整備をはじめ、一時預かり事業や延長保育事業などの保育サービスの充実を図るほか、低年齢児の待機児童を解消するため、施設整備による定員増、家庭福祉員、グループ型小規模保育などの充実を図ります。

また、学童保育については、余裕教室の活用等により待機児童の解消を図るとともに、放課後子ども教室との連携について検討します。

2 家庭教育

現状と課題

家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基礎を子どもたちが身につける上で重要な役割を担うものです。しかし、核家族化に加え、地域の人間関係の希薄化により、子育てに関する経験が世代間で受け継がれにくくなっており、従来は家庭で教えてきたことが、子どもに身につけていない状況も見受けられます。

本市では、子どもたちの生活習慣の確立を目指すための啓発活動や講演会を開催し、家庭教育支援に取り組むとともに、小学校入学前の幼児と親を対象とした幼児教育事業の実施など生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進しています。

今後も、子どもの教育に対する家庭の役割を周知し、家庭において子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせていくとともに、地域との連携や多世代間の交流を通じて、家庭の教育力の向上を促す必要があります。

基本方針

家庭教育はすべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。

子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身につける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、家庭、学校および地域の連携・協力を図り、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

基本施策

(1) 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立に向け、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図ります。

また、家庭の教育力の向上のため、家庭、学校および地域の連携・協力を推進するとともに、講演会の開催など家庭教育への支援に努めます。

(2) 幼児期の教育支援

小学校入学前の幼児と親を対象に、親子がふれあい、子どもの成長を実感できる機会として幼児教育事業を実施するなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進します。

また、幼児教育事業を通じた地域におけるネットワークづくりを図ります。

3 学校教育

現状と課題

社会・経済情勢の大きな変化の中で、子どもたちには、これからの社会を支えていく意思と実践力が求められており、学校教育において、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体のバランスのとれた育成が求められています。

国では、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改訂などが行われ、教育の振興に向けた取組が進められています。

本市では、「青梅市教育推進プラン」にもとづき、基礎学力の向上を図るとともに、個性を尊重した創造力豊かな教育、心の教育や生きる力を育む教育を推進しています。また、社会のよき形成者となるための基礎・基本を育む教育や青梅の将来を担うための地域に根ざした教育を推進しています。

小学校では平成 23（2011）年度から、中学校では平成 24（2012）年度から全面実施された新しい学習指導要領に対応し、自然や歴史、伝統文化など、豊富にある本市の地域特性を教育に生かし、家庭、学校、地域の連携のもと、子どもたちの創造力、道徳心の養成、学力や体力の向上に努めています。

今後も、教育効果を高める学校施設設備や教材の更新・充実とともに、家庭・地域との連携強化など、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育の充実を図る必要があります。また、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえた学校規模の適正化を図る必要があります。

基本方針

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教員の資質の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭、学校、地域が連携し、青梅の良さを生かした青梅独自の教育を推進します。

また、安全・安心な学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

基本施策

(1) 学力・体力の向上

郷土愛を育むとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着に向けて、個に応じた指導の充実のほか、本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力を活用した特色ある教育の充実、小規模認定校制度の活用、小・中一貫教育の推進を図ります。

また、情報教育、国際理解教育、環境教育、防災教育、キャリア教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。

さらに、授業や部活動などを通して児童・生徒の体力の向上を図る取り組みを進めます。

(2) 心の教育の推進

学校における福祉教育・道徳教育の充実を通じた「心の教育」の推進を図ります。

また、いじめや不登校など多様な教育課題に対応するため、教育相談所、適応指導教室の充実など、教育相談体制・不登校対策支援体制の充実を図ります。

さらに、スクールカウンセラー等を活用した学校支援体制や相談環境の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

発達障害を含め障害のある児童・生徒一人一人の能力を伸張するため、家庭・学校・地域の連携および都立特別支援学校など関係機関との密接な連携のもと、乳幼児から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育に取り組みます。

また、支援を必要とする児童・生徒の動向に対応して、特別支援学級設置校の拡充と特別支援教室の設置を検討します。

(4) 教育環境・施設の整備

老朽化への対応や安全管理の充実等を考慮し、学校施設の改修を計画的に推進します。

また、教育効果を高めるための教材・教具の整備とともに、子どもたちの情報活用能力を育成し、校務情報化を推進するため、学校におけるICT(情報通信技術)環境の整備を図ります。

さらに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

学校給食について、学校給食センターの適正な管理・運営を図るとともに、根ヶ布調理場と藤橋調理場の統合について検討します。

また、米飯給食の増加の検討をはじめ、個々食器の導入、地場農産物利用の拡大など地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

(5) 教職員の指導力の強化

教職員の校内研修の充実と各種研修への積極的な参加を進めるとともに、教職員の研修活動の充実を図り、実践的指導力の強化を図ります。

(6) 幼児教育の充実

より良い環境のもとで幼稚園教育を展開するため、私立幼稚園等への支援に努めます。

4 青少年活動

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、子どもたちが自然の中で遊んだり、年齢の異なる子ども同士で遊ぶ機会が減少しています。他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、遊びや自然体験を通じて社会生活に必要な様々な資質や能力を育み、個性豊かな人格を形成するための支援が求められています。

本市では、警察署等と連携して、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす有害環境の浄化に努めています。また、地域住民が主な担い手となり、放課後の子どもたちの安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設置しています。さらに、青少年委員や学校と連携して、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等への参加機会の充実や青少年リーダーの育成に努めています。

今後とも、青少年が家庭、学校、地域などあらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、家庭、学校、地域および関係機関との連携を強化し、時代の変化に対応した取組を進めていく必要があります。

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身ともに健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと青少年活動への支援を図ります。

基本施策

(1) 青少年の体験活動の充実

多様な体験活動を通して、集団活動における協調性や他人を思いやる心、リーダーとしての資質を養うため、ボランティア活動をはじめ、社会奉仕体験活動、自然体験活動など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会の提供に努めます。

(2) 青少年リーダーの育成

青少年委員や学校関係者の協力のもと、青少年リーダー育成研修会や異年齢の団体活動等の体験を通して、青少年リーダーの育成を図ります。

(3) 青少年の健全育成環境の確保

青梅警察署や関係団体と連携のもと、非行の防止や補導、パトロール、有害環境の浄化などの各種の活動を支援・促進し、関係機関・団体を中心とした健全な社会環境づくりを進めます。

(4) 子どもの安全・安心な居場所づくり

地域や関係団体、ボランティアと連携し、市民センターや学校の余裕教室等を利用した、安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。

第4章 文化・交流活動がいきづくまち

1 生涯学習

現状と課題

社会・経済情勢が大きく変化し、ライフスタイルや生活課題がますます多様化する中で、一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の確立が求められています。

平成18(2006)年、教育基本法が改正され、生涯学習の理念が新たに規定されました。平成20(2008)年6月には、社会教育法が改正され、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備が行われました。

本市では、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民が生涯を通じて学習の機会を選択し、様々な知識や技術を習得し、人格を磨く「ともに学んで生きるまち」の実現を目指して、様々な学習情報の提供や関係団体と連携した学習イベントの開催などに取り組んできました。

また、市民の生涯学習の拠点として平成20(2008)年3月に中央図書館が開設され、市内11館の分館と連携して、市民のニーズに応えています。

今後も、市民一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする力を養い、学習成果を生かしていくことが可能な生涯学習社会の形成を図る必要があります。また、図書館については、図書資料の充実や子ども読書活動の展開などを図る必要があります。

基本方針

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでもが学び、楽しみ、その効果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の充実を図ります。

基本施策

(1) 生涯学習推進体制の整備

「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民の主体的な学習活動の支援に向け、関連機関・諸団体との連携を図り、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援し、市民とのパートナーシップにより生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

(2) 生涯学習の環境整備

生涯学習機会の充実を図るために、学習情報・機会の提供、施設の整備・活用および講師・指導者の登録制度の充実、学習要望の把握、学習成果の発表の場として生涯学習イベントの開催など、学習環境の整備に努めます。

また、市民の学習が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく循環を目指します。

さらに、多様な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の参加を促します。

(3) 図書館活動の充実

市民ニーズに即した蔵書や視聴覚資料の充実をはじめ、レファレンス機能の強化、おはなしボランティアの活用等による子ども読書活動の充実、分館との連携強化、運営方法の検討などを行い、地域の生涯学習の拠点としてさらなる図書館機能の充実と利用促進を図ります。

2 歴史・文化・芸術

現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、交流を活発化させるなど、生活に欠かせない重要な要素です。また、地域の歴史にふれることで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

文化財については、本市には 2 点の国宝をはじめ、重要文化財が多数存在しています。貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保護審議会委員等と連携して、文化財の保護を進めるとともに、新たな遺跡の発掘・調査、目録の整備や更新を行っています。

文化芸術については、市民会館を拠点とした市民劇場の開催、青梅市総合文化祭の開催など、芸術鑑賞や発表の機会づくりに努めているほか、アートによるまちづくり活動も展開されており、市内外からの集客交流の促進とともに、多くの市民が参画する文化芸術活動が展開されています。

しかし、市立美術館、郷土博物館、市民会館ともに老朽化が進み、文化芸術施設全体のあり方が課題となっています。

今後とも、市民の文化芸術活動の一層の支援を図り、心豊かな文化の香り高いまちづくりに努めるとともに、有形・無形の貴重な文化財の適切な保存・活用、文化芸術活動拠点のあり方を検討し、より多くの人々が本市の歴史や文化などにふれあえる場や機会を増やしていく必要があります。

基本方針

自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活する心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化・芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

基本施策

(1) 文化遺産の魅力を生かした街づくりの推進

指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても、調査・研究を行い、収集や保存・活用に努めます。

また、市内外の人々が本市の歴史や文化にふれあえる場として郷土博物館の充実・あり方の検討とともに、市民の文化財愛護精神の醸成に努めます。

さらに、文化財ボランティアなど、市民と行政が一体となった文化財の保存・活用に取り組み、文化遺産の魅力を生かしたまちづくりを推進します。

(2) アートによる街づくりの推進

アート関連団体、商工会議所、観光協会との連携を強化し、文化、教育、観光の振興に向け、市内の美術関連の地域資源を活用したアートによる街づくりを推進します。

また、市内各所にアート関連の事業を点在させ、まちなかの回遊性向上と各施設の利用者増加を図ります。

さらに、市民・関係団体と連携し、文化施設における協働事業の開催を図ります。

(3) 市民文化・芸術活動の振興

文化団体連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保を進め、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活性化を促進します。

また、総合文化祭をはじめ、コンサート、各種講演会などの文化行事の企画・開催および内容の充実など、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(4) 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

郷土博物館、市立美術館、市民会館など文化芸術活動拠点の老朽化に対応した計画的な改修に努めるとともに、新たな文化芸術活動の拠点施設となる市民ホールの建設を検討するなど文化芸術施設全体のあり方を再構築します。

3 スポーツ・レクリエーション

現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、市民同士の交流を促し、健康で活力ある生活と地域社会を育むものとして、重要な役割を担っています。

国では、スポーツを取り巻く環境や人々の意識が変化する中、平成 23(2011)年 6 月に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

市では、これまで「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、生涯スポーツ社会の実現に向け、行政、市民、スポーツ関係団体等が協働して、「市民一人 1 スポーツ」のスローガンのもと、スポーツの振興に取り組んできました。

施設としては、総合体育館をはじめ、永山公園総合運動場などの屋外体育施設、東原公園水泳場などの水泳場がスポーツ活動の拠点になっているとともに、各地域においては市民センター体育館、運動広場、学校施設の校庭および体育館(学校開放)などがあり、スポーツ活動とともに地域での交流にも活用されています。

また、平成 25(2013)年には、第 68 回国民体育大会が東京都多摩地域を中心に開催され、本市ではカヌー競技などが行われる予定です。

今後は、地域スポーツクラブの育成をはじめ、子どもの体力向上、トップアスリートの育成、有酸素運動の普及などスポーツ活動による健康づくり、本市の自然環境を生かしたスポーツの推進(カヌー、トレッキング等)を図る必要があります。また、老朽化が進んでいる体育施設も多くみられることから、施設のあり方も含め検討していく必要があります。

基本方針

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

基本施策

(1) 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進

スポーツ基本法にもとづき、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進するため、青梅市スポーツ推進計画の策定を図ります。

また、市民体育大会など各種大会の充実を図るとともに、ライフステージや市民一人一人の健康状態に合わせた継続的な運動指導ができる体制づくりを進めます。

さらに、市の自然環境を生かしたスポーツ(カヌー、トレッキング等)をはじめ、ウォーキングなどの有酸素運動の普及、子どもの体力向上、トップアスリートの育成、ライフステージに応じたスポーツ活動による健康づくりなど市の特性を生かし、課題に対応したスポーツ推進を図ります。

(2) 体育施設の整備と管理運営の充実

「体育施設整備計画」を策定し、既存スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備充実を計画的に進めていくとともに、総合体育館への指定管理者制度の導入の検討など管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

また、学校施設の体育施設開放とともに、民間温水プール開放事業や市内立地の大学等との連携など民間体育施設の利用を図ります。

さらに、西多摩地域等の周辺市町村との体育施設の相互利用等を検討します。

(3) 東京国体の円滑な競技運営

平成 25(2013)年に東京都多摩地域を中心に開催される第 68 回国民体育大会の競技運営を円滑に行えるよう体制の整備を図ります。

4 都市間交流

現状と課題

交通・通信手段の発達等により、人・物・文化・情報の交流が拡大しており、経済活動から市民生活に至るまで、国内外との交流が一層進展しています。

国際交流について、本市では、昭和 40（1965）年にドイツのポッパルト市と姉妹都市提携を結び、青少年友好親善使節の取組、ホームステイ、青梅ポッパルト友好協会の活動など市民を主体とした国際交流が活発に行われており、平成 27（2015）年度には、姉妹都市提携 50 周年を迎えます。

市内では、数多くの国際交流団体が活動を展開しており、青梅市国際交流推進連絡協議会を通じて情報交換を行っています。

今後は、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベントなどを通じた国際交流を図るとともに、国際交流団体の活動を支援し、市民主導型の国際交流を進める必要があります。

国内交流については、平成 21（2009）年 5 月に杉並区と交流協定を締結し、自治体主催の様々な交流イベントへの相互参加を通して交流を図っています。また、平成 23（2011）年 8 月には、東日本大震災を契機として、相互援助の協力体制を確立するため、災害時相互援助に関する協定を締結しました。

今後は、交流による地域活性化の視点から、杉並区との商店街の交流などの市民レベルの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていく必要があります。

今後も、世界連邦宣言自治体全国協議会などを通じた各自治体との平和交流を図る必要があります。

基本方針

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ポッパルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を発信するイベントを通して相互交流の拡大を図ります。

基本施策

(1) 国際交流の促進

青少年友好親善使節団の派遣と受入の充実を図り、ドイツ・ポッパルト市との姉妹都市交流を推進します。

また、青梅市国際交流推進連絡協議会等を通じた情報提供など、国際交流活動の中心となる国際交流団体の支援を行い、市民主体の国際交流活動を促進します。

さらに、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベントなどを通じた国際交流を推進します。

(2) 地域間交流の促進

交流協定を締結した杉並区との相互交流の充実のほか、多摩川流域の地域間交流について検討します。

また、青梅の魅力を発信する地域資源を生かしたイベントの充実など地域間交流活動の拡大を図ります。

(3) 平和交流の推進

世界連邦宣言自治体全国協議会などを通じた平和事業を展開し、自治体間の平和交流を推進します。

第5章 みんなが元気で健康なまち

1 予防・健康づくり

現状と課題

生活習慣病による医療費の増大、要介護者の増加などが大きな社会問題となっており、市民が主体的に生活習慣を改善し、健康増進に取り組むことができる環境づくりが求められています。

国においては、健康増進法の制定や高齢者の医療の確保に関する法律の改正など医療制度改革が進められ、平成 20(2008)年からは内臓脂肪症候群に着目した、特定健康診査・特定保健指導が導入されました。

本市では、平成 22(2010)年 3 月に「青梅市健康増進計画」の改訂と「青梅市食育推進計画」の策定を行い、健康的な生活習慣の確立と食を通しての健康づくりに向けた取組を推進し、各種検診、健康教育、健康相談、母子の健康づくり、感染症予防対策など保健事業を展開してきました。

今後も、少子高齢化が進む中で、生活習慣病の予防や、子どもを健やかに安心して生み育てるための保健サービスの充実を図る必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが、元気で健康に生活していくために、健康づくりの普及啓発を図り、自主的な健康づくりを支援します。

また、生活習慣病の予防のために各種検診や相談事業などの保健サービスの充実に努めます。

さらに、健康づくりの基礎となる食習慣の重要性を伝え、食意識の向上を図りながら、食育を推進します。

基本施策

(1) 健康づくりの充実

「青梅市健康増進計画」にもとづき、生活習慣病予防と健康寿命を延ばすことを目標に、健康づくりの施策を総合的に推進するとともに、市民の健康づくりに対する意識の高揚を図ります。

また、健康づくりの指針となる「青梅市健康増進計画」は、施策の検証などを踏まえながら、見直しを行っていきます。

(2) 保健サービスの充実

生活習慣病の予防や疾病の早期発見と早期治療を促すために、がん検診などの各種健康診査や健康相談事業などを通じて生活習慣の改善を支援し、生活習慣病の予防や重症化の予防に努めるとともに、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の向上にも努めます。

また、子どもを健やかに安心して生み育てるため、妊婦健診をはじめ妊婦から乳幼児期に至る各種健診を促進しながら、母親学級や乳幼児母子相談などの各種教室や相談の実施を通じて、母子の健康づくりを支援します。

(3) 食育の推進

豊かな人間性をはぐくむ食育を推進する「青梅市食育推進計画」にもとづき、地域や事業者などと連携し、食による健康づくりはもとより、食の大切さや安全で安心な食選びの促進により、食環境の充実を図ります。

2 医療体制・市立総合病院の健全経営

現状と課題

本市には、西多摩保健医療圏で唯一の救命救急センターを併設した市立総合病院をはじめ、16の病院、94の一般診療所があります（平成24（2012）年3月31日現在）。

休日や夜間の救急診療については、健康センター内で、青梅市医師会、青梅市歯科医師会、青梅市薬剤師会の協力のもと、青梅休日診療所、東青梅休日歯科診療所および青梅休日薬局を開設しているほか、市立総合病院などで行っています。

市立総合病院では、全診療科への専門医の配置、先進医療機器の設置、高度な急性期医療の推進を図るとともに、地域医療連携室を設置し、医師会等と連携して、地域医療体制の充実に努めています。また、地域が必要とする医療を提供しながら、平成8年度から黒字経営を継続しております。

今後も、高齢化の進展、医療ニーズの高度化・多様化等に対応した在宅医療サービスの充実や高度医療サービスの充実を図るとともに、市立総合病院の老朽化への対応を図る必要があります。

基本方針

多様化する医療ニーズに対応するため、各関係機関と連携を図りながら、地域が必要とし、地域の実情にあった医療を安全に提供する体制の強化を図ります。

市立総合病院では、市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、機能の明確化を図り、地域の医療機関との相互の連携を強化しながら、更なる健全な運営に取り組むとともに、今後の医療ニーズや地域の医療水準の向上に対応した建替えへの取組を進めます。

基本施策

(1) 救急医療体制の充実

東京都の救急医療体制にもとづく、初期救急、二次救急、三次救急の役割分担など、市民に向けた救急医療に関する情報提供の充実を図るとともに、「救急医療の東京ルール」の周知など救急医療に関する啓発に努めます。

また、青梅市医師会、青梅市歯科医師会、青梅市薬剤師会と連携を図りながら、夜間・休日診療体制の充実を図ります。

(2) 市立総合病院の経営

市内における基幹病院として、また、西多摩地域の中核病院として、救急医療、特殊専門医療などに対応できる体制を強化し、公立病院の使命である高度、特殊、先駆的、不採算医療を中心に、地域に信頼される医療の提供に努めるとともに、健全な運営に努めます。

また、計画的な医療器械の整備や既存施設の改修など、適切な維持管理を図るとともに、今後の医療ニーズや地域の医療水準の向上に対応した市立総合病院の建替えに向け、諸課題を整理して、新病院の建設の具体化を図ります。

(3) 地域医療体制の充実

各医療関係機関の間での連携に基づく地域完結型の医療として、介護や福祉などと連携した地域包括ケアを実現する体制の構築を目指し、地域で切れ目のない医療、福祉サービス、介護サービスなどが受けられるように、適切な支援を図ります。

また、市立総合病院の担うべき病院機能の役割の明確化を図り、民間の病院・診療所などとの連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

第6章 やさしい福祉のまち

1 地域福祉

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域の相互扶助機能の低下に伴い、家族や地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、高齢者の孤立などの問題が発生し、大きな社会問題となっています。

本市では、社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した幅広い活動を行っています。

また、青梅ボランティア・市民活動センターを通じて、ボランティアに関する相談、情報発信を行うなど福祉ボランティア活動の活性化を図っています。

今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、援助を必要とする高齢者や障害者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想されるため、判断能力が十分でない認知症高齢者などの人権や財産を守る成年後見制度の周知や相談支援体制の充実、および、多くの市民の福祉活動への参画を促進する必要があります。

基本方針

すべての市民が住みなれた地域の中で、安心して生き生きと健康に暮らし続けられるよう、市民一人一人の福祉意識を高め、青梅市地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、ボランティア活動の支援などを推進するとともに、社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

認知症高齢者などの権利を擁護するため、成年後見制度などの周知および啓発活動を推進します。

また、福祉施設等の配置については、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」にもとづき対応します。

基本施策

(1) 福祉意識の向上

学校での福祉教育や地域における啓発活動を推進し、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、社会福祉協議会義と連携し、各種福祉サービスなどの情報提供の充実を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

(2) 地域福祉活動の促進

多様化し、増大する福祉ニーズに対応するため、地域福祉活動の中心である社会福祉協議会の機能強化を図るとともに、福祉ボランティア団体など新たな福祉の担い手の育成に努めます。

また、地域福祉の向上ため、民生委員・児童委員を適正配置し、活動の充実を図ります。

(3) 権利擁護の推進

住み慣れた地域で、安全に暮らせるために、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の人権や財産を守る成年後見制度などの周知と利用の支援を図ります。

2 高齢者福祉

現状と課題

本市における平成23(2011)年10月現在(住民基本台帳)の高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は、22.2%となっており、高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯も年々増加しています。

本市では、高齢者クラブをはじめ、高齢者の自主グループ、趣味・文化団体などが活発に活動しています。また、シルバー人材センターなどを通じて、高齢者の能力や経験を生かした社会参加を支援するとともに、住み慣れた地域での生活を継続するための生活支援サービスなどの充実を図ってきました。特に、本市は介護保険施設が多く立地しており、都内においても重要な役割を担っています。

今後は、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進むことが予想されている中、元気高齢者の能力の活用や健康でいきいきと安心して地域で生活できるよう、介護予防事業や高齢者福祉サービスを維持向上させながら、新たな課題やニーズに対応できる体制づくりに向け各種施策を展開する必要があります。

基本方針

高齢者が元気でいきがいを持ち、住み慣れた地域で、安全に暮らせるよう、健康づくりや就労、生涯学習、社会参加活動の取組を促進するとともに、相互連携を強化します。

福祉・介護保険サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携し、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える体制の強化を図ります。

基本施策

(1) 元気高齢者のいきがいくりの促進

高齢者が気軽に趣味、スポーツ、レクリエーションなどを楽しめるよう、老人(福祉)センター、地域保健福祉センター、健康センター、各市民センターなどの利用を促進するとともに、老壮大学など生涯学習活動の充実に努めます。

また、高齢者の仲間づくり、いきがいくりなどの社会参加に向け、高齢者クラブ活動、高齢者の能力を生かした就業の場や活躍する機会を支援します。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」にもとづき、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉・介護の連携強化を図り、介護保険サービスの充実と円滑な実施を図ります。

また、介護予防事業への参加の促進と介護予防の意識を高めるため、すこやか高齢者事業を推進します。

配食サービス、日常生活用具等の給付など高齢者の在宅生活の維持・継続に必要なサービスの充実を図ります

(3) 地域における支援体制の充実

災害時要援護者支援事業をはじめとする各種事業に加えて、関係機関と連携し、高齢者の安全確保に向け、高齢者支援ネットワークの構築を図ります。

3 障害者福祉

現状と課題

障害の有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

本市では、「青梅市自立センター」、「青梅市しろまえ児童学園」を設置しております。自立センターでは、障害者の就労支援や日常生活支援、しろまえ児童学園では、障害児の生活訓練などを行っています。また、平成23(2011)年に、障害者、その家族および障害者団体の拠点施設として、「青梅市障がい者サポートセンター」を開設し、相談支援事業のほか、地域活動支援センター事業などを実施しています。

また、障害者団体やボランティア団体を中心に、障害者と家族のスポーツ大会やレクリエーション、文化活動が展開されています。

平成24(2012)年3月には、「第3期青梅市障害者計画」と「第3期青梅市障害福祉計画」を策定し、障害者施策の基本理念や障害福祉サービスの提供体制の整備、施設利用者の支援、就労促進、経済的支援、移動手手段の確保などに努めています。

今後は、平成25(2013)年4月より「障害者総合支援法」の施行が予定されていますが、法にもとづき障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

基本方針

障害者が社会の一員として、住み慣れた地域で、安心して生活を送るために、ノーマライゼーションの普及に努め、「青梅市障がい者サポートセンター」などによる相談支援体制、障害者のニーズに対応して、必要なサービスが提供できる障害福祉サービスなどの充実を図ります。

また、障害者の自立した生活や社会活動への参加を支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、就労支援に努め、だれもがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを進めます。

基本施策

(1) 計画の推進・策定

「青梅市障害者計画」と「青梅市障害福祉計画」にもとづき、障害者施策および障害福祉を推進するとともに、次期の計画を策定します。

国における「障害者総合支援法」の施行に伴い、制度内容の周知を図りながら、対象とする障害福祉サービスの充実や、支援体制の整備に努めます。

また、障害者や障害に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念を一層浸透させるため、学校での福祉教育や地域における啓発活動を推進します。

(2) 自立生活の支援

障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、青梅市障がい者サポートセンター事業や、障害福祉サービスの充実を図ります。

青梅市自立センターについては、実施事業を継続しながら、支援体制の強化を図ります。

また、障害者の地域生活を支援するため、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に照らし合わせながら居住系サービスの充実を図ります。

(3) 社会参加の促進

障害者就労支援センター事業の充実をはじめ、ハローワーク、企業や福祉施設と連携し、障害者の就労促進を図ります。

また、福祉バスの運行や福祉有償運送事業の充実を図りながら、公共交通機関での移動が困難な障害者などの社会参加を促進します。

4 ひとり親福祉

現状と課題

近年、離婚の増加などにより、母子家庭、父子家庭といったひとり親家庭が増加しており、それらの家庭では、子育てと仕事の両立や子育て自体への負担が大きく、精神的・経済的に不安定な状況もみられます。

本市では、子ども家庭支援センターや母子自立支援員による相談対応をはじめ、児童扶養手当などの公的保障制度による経済的支援、ホームヘルプサービスなど福祉サービスの提供、ハローワークと連携した自立支援プログラムの実施などひとり親家庭への支援に努めています。

今後も、公的保障制度による経済的支援とともに、自立に向けた就労支援体制の充実、福祉サービスの提供などひとり親家庭への支援を図る必要があります。

基本方針

ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を促進するために、子育て、教育、就労などに応じるための相談体制の充実を図ります。また、関係機関との連携による就労支援体制などの充実を図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

基本施策

(1) 自立への支援

公的保障制度の周知や利用の促進を図るとともに、ハローワークと連携した自立支援と、日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対する福祉サービスを提供し、経済面や日常生活の支援を図ります。

(2) 相談・連携体制の充実

様々な問題や悩みを抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

5 生活保護

現状と課題

生活保護制度は、生活に困窮するすべての人に対し、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長するための制度ですが、社会経済情勢の変化に伴い、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本市の状況をみると、平成 23（2011）年度の被保護世帯数は 1,601 世帯、保護人員は 2,287 人で、高齢化の影響により高齢者世帯、雇用情勢の悪化により仕事に就くことができないその他世帯が年々増加しています。

今後は、援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、生活保護世帯の自立に向けた支援を進めていく必要があります。

基本方針

生活保護に関する様々な相談や必要とする福祉施策などを活用するために、実施体制を強化し、適正な実施に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた施策を推進します。

基本施策

（1）実施体制の充実と適正実施

援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、関係機関と連携し、各種福祉施策などの活用や相談・支援体制の充実など実施体制の強化を図ります。

（2）生活自立への支援

ハローワーク青梅、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携して、あらゆる福祉サービスを活用し、自立に向けたきめ細かな支援を推進します。

6 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度は、疾病や負傷等の際に安心して医療を受けられるよう、被保険者が支え合う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

高齢化や医療技術の高度化等により医療費は増加の傾向にある一方、雇用情勢の悪化、景気の低迷などにより国民健康保険の財政を取り巻く状況は厳しくなっています。今後の国民健康保険制度の改革を踏まえながら、特定健康診査・特定保健指導の徹底による医療費の抑制に努めるなど、財政基盤の強化に向けた施策を推進する必要があります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定65歳以上）を対象に、東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、医療給付を行っています。

本市は、多数の高齢者福祉施設が立地することから、市の医療費負担が大きくなっており、今後の制度改正の動向も踏まえながら、財政負担の不均衡是正を要望していく必要があります。

介護保険制度は、平成12（2000）年に要介護者を社会全体で支える仕組みとして導入され、現在、平成24（2012）年度を初年度とする第5期の計画期間となっています。

本市の状況をみると、要介護等認定者は平成12（2000）年度の1,641人から平成23（2011）年度には4,094人へと約2.5倍に増加しています。

それに伴い介護給付費も増加し、介護保険料の基準月額が第1期の2,875円から第5期には4,300円へと約1.5倍に増額しており、高齢化の進行に伴い、介護給付費や介護保険料がさらに増大することが見込まれます。

今後も、介護サービスの充実を図るとともに、認定からサービス利用に至る推進体制の強化を図り、介護保険事業の適切な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を図ることを目的としており、高齢者はもとより、若い世代にとっても必要不可欠な制度です。

今後、少子高齢化の進行が見込まれる中、国民年金の果たす役割はますます大きなものとなることが予想されることから、日本年金機構と連携し、国民年金制度に対する市民の理解を深めていく必要があります。

基本方針

国民健康保険については、適正な保険税の賦課と収納率の向上を図るとともに、健康増進、特定健康診査・特定保健指導の徹底、ジェネリック医薬品の周知などに

より、医療費の抑制を図り、健全な運営に努めます。

後期高齢者医療については、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営に努めるとともに、新たな法制度に移行された場合には、迅速に対応します。

介護保険については、住み慣れた地域で、安心して、介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、サービスの整備、充実を図りながら、健全な運営に努めます。

国民年金については、関係機関との連携に努めるとともに、制度の意義や役割などの普及啓発を図ります。

基本施策

(1) 国民健康保険

関連部門が一体となった被保険者の健康づくりの促進や特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率の向上を図りながら、制度の仕組みについての周知、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進し、医療費の適正化に努めます。

また、国民健康保険財政の安定のため、適正な賦課に努め、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療

東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑で安定的な制度運営を図るとともに、東京都後期高齢者医療広域連合に対して、療養給付費についての財政負担の不均衡是正を働きかけます。

また、新たな法制度に移行された場合には、迅速に対応します。

(3) 介護保険

「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」にもとづき、地域密着型サービスなど、介護保険サービスの充実を図ります。

また、介護サービスの質の向上を図るための給付の適正化、公正公平な要介護認定、介護保険料の適正な賦課・徴収などを図りながら、介護保険制度の健全な運営に努めます。

(4) 国民年金

日本年金機構をはじめ関係機関と連携し、広報紙、ホームページなどを通じて国

民年金制度の意義や役割についての情報提供の充実を図ります。

第7章 活気ある産業で雇用が生まれるまち

1 農業・林業

現状と課題

農業をとりまく環境は、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による収益の悪化、農業者の高齢化や後継者不足等の問題など極めて厳しい環境にあります。

本市の農業も同様の問題を抱えていることに加え、都市化に伴う農地の減少や遊休農地化、ウメ輪紋ウイルスによるウメ生産への被害等の特有の問題を抱えています。

特に、ウメ輪紋ウイルスの緊急防除により市内の梅樹が数多く失われたことで、特産物としての梅を地域資源とした農業と商業、観光の連携した地域産業が大きな痛手を受けていることから、ウメの再生が大きな課題となっています。

さらに、農業生産技術の改善、経営感覚に優れた人材の確保および育成、農地の利用集積、農産物の多様な販路開拓などが課題となっています。

また、地産地消の推進や農産物加工と商品化への支援の充実など、農業と工業、商業、観光等との連携の一層の強化が必要です。

このため、新規就農者の確保や優れた農業従事者の育成に対する支援に努めるとともに、ウメ輪紋ウイルス被害からの早期の再生を進め、農業と商工業、観光との連携強化を図り、地域産業の振興を図る必要があります。

林業については、市の面積の約63%を森林が占めていますが、国内の木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により荒廃が進んでおり、国・都などの制度を活用した森林整備を進めるとともに、林産物の活用を広げ、産業としての林業の振興に努める必要があります。

基本方針

経営感覚に優れた意欲ある農業従事者の育成・確保を図るとともに、経営基盤の強化を支援します。また、地域特性と市場に近接している有利性を生かした農業施策の拡充を図り、安全で新鮮な農畜産物の地産地消を促進します。

ウメ輪紋ウイルスからの早期克服を進め、2次・3次産業と連携した地域ビジネスの展開を推進します。

林業については、各種団体や関係機関と協力し、基盤整備や利用促進に努めます。

市民が農業や林業に親しみ、ふれあえる環境を整え、市民の理解を深めるとともに、農地や森林がもつ多面的公益的な機能の保全に努めます。

基本施策

(1) 安全で多彩な農業生産の推進

「青梅市農業振興計画」を策定し、生産者や関係機関・団体、市が連携を強め、農業生産技術の改善や生産性の向上、高品質化を促進し、活力と魅力ある農業振興を図ります。

また、計画的な栽培などによるウメの早期再生を目指すとともに、ウメに関連した商工業・観光の分野との連携を進め、新たな梅の里の再生を図ります。

(2) 広範な担い手の育成

認定農業者をはじめ、意欲ある農業経営者への支援を進めるとともに、農業後継者や新規就農者など新たな担い手の育成・確保を図ります。

(3) 生産の基本となる農地の保全

「農業振興地域整備計画」を改定し、農道、用排水施設などの基盤整備を進め、優良農地の確保と生産力向上を図ります。

また、農地の集積を促進し、農業経営の多角化・高度化を進めるとともに、農業生産の向上、耕作放棄地の発生防止と解消を図ります。

(4) 魅力ある地産地消の推進

農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者を結びつけることにより、生産物に対する愛着心や安心感を深めるなど地産地消を促進します。

地元生産物の活用が進むよう販路の充実・拡大を図り、利用機会の増大に努めます。

(5) ふれあい農業の推進

市民のニーズに応じた多様な農園の拡充や観光と連携した取組、援農ボランティアの推進などを図り、農業に対する理解を深める農業体験の場を確保します。

(6) 林業の振興

国・都などの制度を活用した林業生産基盤の充実を図るとともに、特用林産物による経営安定化を促進するなど、林業経営の強化を支援します。

また、多摩産材である青梅材の良さを周知し普及を図るとともに、公共施設での積極的な利用を進めます。

森林組合など関係者と連携し、林業従事者の育成・確保に努めます。

2 工業

現状と課題

工業は、地域経済の活性化はもとより、雇用の場の確保や先進的な研究・開発機能など、重要な役割を担っていますが、円高や原料価格の高騰、新興国の台頭等、経済のグローバル化の進展等に伴い、工業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市では、昭和40年代から三ツ原工業団地や西東京工業団地を中心に工業の集積が進みましたが、移転廃業等により、一部空き地や空き工場が発生しています。

市内に立地している企業は先端製品の部品製造を行う中小規模の事業所も多く、情勢変化に適応した時代の流れに合わせた製造を行うために、常に新しい技術や新しい製法等に取り組む必要があります。

このような状況下にあることから、立地企業の技術高度化への支援とあわせて、新たな企業誘致の促進を図ることが課題となっています。

今後は、既存企業の生産・開発の支援体制の充実を図るとともに、青梅市企業誘致条例にもとづき企業誘致対策を進め、市内への企業移転を図る必要があります。

基本方針

中小企業の経営基盤の強化や高度技術の開発、新規分野への進出などに対し、企業のニーズに応じたきめ細かな支援を図ります。また、青梅商工会議所とともに、企業や団体による連携を促進し、地域のもつ潜在能力を発揮させていきます。

さらに、圏央道青梅インターに隣接する恵まれた交通環境などを十分に生かし、企業誘致条例を有効に活用することで、優良企業の立地を進め、地域経済の活性化と市民の安定的な雇用の確保に努めます。

基本施策

(1) 既存産業の支援

中小製造業者への新製品開発支援をはじめ、新分野進出への支援、特許・I S O取得等の支援、大学などと連携した技術交流機会の拡充など、新技術開発や技能者育成など企業活動の高度化を支援します。

また、青梅商工会議所と連携し、各種融資制度の普及・負担軽減を図り、経営の安定化を促進します。

さらに、おうめものづくり支援事業等を通じて青梅ブランドの育成に努めます。

(2) 企業の誘致

青梅市企業誘致条例にもとづき、本市への企業立地の魅力を周知するとともに、立地企業の支援、企業誘致対策の充実を図り、優良企業の立地を促進します。

3 商業

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供、にぎわいや活力の創出など、まちづくりの上で重要な位置を占めていますが、全国的に既存商店街の衰退が大きな問題となっているほか、高齢者等の買い物弱者の問題も発生しています。

本市では、青梅駅周辺に「昭和レトロ」の風情を残す商店街が形成されるなど、各地域に商店街が形成されています。

近年、新町や大門地区などでは自動車で来店する郊外型店舗の出店が進む一方で、旧来の商店街は、空き店舗が増加し、大きな問題を抱えています。

今後の超高齢社会においては、利便性・至近性から生活に密着した商店街の必要性が増しており、空き店舗対策や買い物弱者対策など適切な対応を図るとともに、観光と連携した商店街の活性化なども進めていく必要があります。

基本方針

市民の日常生活を支える各地域における商店街の取組を支援するとともに、誰もが気軽に参加し活動できる地域コミュニティの場として育成を図ります。

特に中心市街地においては、青梅らしい雰囲気をもつ、住民と利用者のニーズに応じた街並み再生を促進し、活気ある商店街を目指します。

また、訪れて楽しい、ぶらりと散策ができる観光商業を振興し、商店街の活性化を推進します。

基本施策

(1) 商店街活性化の支援

買い物弱者対策など地域に密着したサービス展開や空き店舗の活用対策など魅力的・個性的な商店街づくりを支援します。

また、青梅商工会議所との連携のもと、支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成を促進するとともに、厳しい経営環境に対応するための各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化、経営の安定化を促進します。

(2) 観光商業の振興

青梅宿における地域資源を活用したまち歩きの手組みをはじめ、「昭和」をイメージした商店街づくりなどによるまちと一体となった商業観光づくりを支援します。

また、商店街の特色を生かした施設整備のほか、農業・観光と連携した商店街活性化イベントや特産品の開発・販売などを支援し、商店街のにぎわい創出を促します。

4 新産業

現状と課題

農林業、商業、工業など既存産業を取り巻く環境が厳しさを増し、新たな雇用の場の確保が大きな課題となっています。

また、少子高齢化の進行や社会経済構造が変化する中、健康福祉や環境など社会ニーズの広がりに対応した産業、まちづくりや地域再生に貢献する産業など、新しい産業の形態が模索されています。

本市においても、一層の地域活性化と雇用の拡大を図るためには、恵まれた広域交通条件を有し、先端産業が集積するとともに、多くの医療・福祉施設が立地するといった本市の特性を活用した新産業を創造していくことが求められています。

今後は、学術研究機関などの立地促進をはじめ、産業開発や起業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を生かした新たな産業の開発や起業化を促進するとともに、コミュニティビジネスの支援など地域ニーズに応える産業の振興を図る必要があります。

基本方針

豊かな自然に恵まれ、都市基盤の整備が進んだ都心近郊の好立地を生かし、学術研究機関や企業の開発研究部門などを誘致するとともに、起業やベンチャー企業の支援を積極的に行い、地域産業の高度化や多様化を図ります。

環境や高齢化などの社会問題に対応する次世代産業を育成し、地域雇用を創出するとともに、地域に必要とされるサービスの充実・向上に努めます。

基本施策

(1) 研究拠点・新規分野の集積

企業誘致条例などを活用し、学術研究機関や企業の開発研究部門などを誘致するとともに、関係機関と連携し、起業支援やベンチャー企業への支援を検討します。

(2) 次世代産業の育成

環境や高齢化などの社会問題に対応し、多くの医療・福祉施設が立地する本市の特性を生かした環境産業、福祉産業など次世代産業の育成とともに、地域に必要とされるサービスの充実に向け、コミュニティビジネスの支援を検討します。

5 観光

現状と課題

近年の観光は、「個人・滞在型・女性中心」に需要が変化するとともに、日帰旅行や街歩き型の比重が高くなっており、多様な趣味に応じられる体験メニューの提供や四季を通じた魅力ある観光地づくりが求められています。

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、多摩川の清流・水辺や岩蔵温泉郷の温泉など自然環境に恵まれているとともに、吉野梅郷の梅にはじまり、塩船観音寺のつつじ、吹上のしょうぶ、御岳山のレンゲショウマ、御岳溪谷の紅葉と四季を通じて観光客に親しまれています。

また、市民マラソンの草分けでもある「青梅マラソン」をはじめ、御岳山の「新神楽」、青梅宿の「だるま市」、「青梅大祭」、「アートフェスティバル」など、魅力あるイベントも開催され、多くの観光客が訪れています。

青梅市の観光宣伝を担う青梅市観光協会は、平成22(2010)年度に一般社団法人化され、観光協会の主導による魅力ある観光振興が期待されています。

しかし、平成21(2009)年4月、吉野梅郷において、日本で初めてウメ輪紋ウイルスの感染が確認され、市内全域が防除区域として指定されるなど、多大な被害を受けました。早期に梅の里として再生を図るため、「梅の里再生計画」を策定し、市民や事業者、行政等が一丸になって復興に取り組んでいます。

今後は、引き続き梅の里としての再生・復興に取り組むとともに、多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりに向け、青梅市観光協会と連携し、積極的な情報発信をはじめ、歴史的、文化的、産業的観光資源の発掘、広域的観光ルートの形成、観光ボランティアガイドの育成、訪日外国人も含めた観光客受入れ体制の充実など多面的な観光振興策に取り組む必要があります。

基本方針

本市の自然や歴史的、文化的観光資源だけでなく、新たな観光資源の発掘・開発に努め、魅力を高めるとともに、インターネットなども活用した情報発信・情報提供を行い、滞在・回遊型観光の振興を図ります。

特に、本市の代表的な観光資源である吉野梅郷地区については、幅広く関係者との連携・協力をさらに進め、「梅の里再生計画」にもとづいた新たな「梅の里」として、ウメ輪紋ウイルス被害からの早期の再生・復興を推進します。

青梅市観光協会や交通事業者などによるイベント・催しに積極的に協力するとともに、ボランティアガイドの育成や農業などの他分野との連携を図り、観光客をも

てなす体制の充実を図ります。

基本施策

(1) 観光施設・観光情報の充実

観光ニーズに対応した既存観光資源の充実・活用をはじめ、回遊性のある観光ルートの開発・整備、観光ボランティアの養成など観光客の受入れ体制づくりに取り組み、顧客満足度の向上や新たな観光形態への対応に努め、リピーターを確保する観光地づくりを進めます。

また、青梅市観光協会の運営支援を図り、自由な発想・手法を活用した観光協会の主導による魅力ある観光振興の推進を支援します。

さらに、シティーセールスの視点に立ち、インターネットをはじめ、あらゆるメディアの活用による情報発信・情報提供の充実を図り、本市の観光PR活動の強化を図ります。

情報発信機能や休憩機能をもつ観光交流の拠点としての「道の駅」整備に向けた検討を進めます。

(2) 観光資源の創出

歴史的、文化的、産業的観光資源など地域資源を見直し、新たな観光資源の発掘に努めるとともに、青梅固有の豊かな自然や歴史・文化を活用したエコツーリズムの検討を図ります。

また、梅郷地区について、関係者との連携のもと、梅の公園等における観梅環境を充実し、魅力ある「梅の里」としての再生を図るとともに、地産地消体制の充実や、加工特産品の開発などにより、農業、商業、観光の一体的復興を図ります。

6 雇用

現状と課題

景気低迷の長期化、産業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなかで、雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

本市における雇用状況をハローワーク青梅管内での有効求人倍率からみると、東京都および国の数値より低い数値で推移しており、厳しい地域雇用状況となっています。

企業が合理化を進める中、個別企業内での雇用増大が望めないため、新たな企業の誘致が雇用の場の確保に寄与すると見込まれます。このため、企業誘致とともに、きめ細かい就職面接会の開催などにより、市民の就業機会の拡大を図る必要があります。

また、すべての就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の改善や勤労者の福利厚生の実施を図っていく必要があります。

基本方針

ハローワークや商工会議所などの関係機関と連携し、社会経済状況や本市の特性を的確に捉えた就労支援対策や就労機会の拡充を図ります。

また、地元企業や関係機関と協力し、若年者をはじめ女性や高齢者、障害者などが安心して働き続けられるよう、福利厚生の実施や育児・介護休業制度の普及などを促進していきます。

基本施策

(1) 雇用の促進

青梅市企業誘致条例にもとづき企業誘致を促進し、就業機会の拡大を図ります。
また、ハローワーク青梅と青梅商工会議所との共催により地域特性に応じた就職面接会を開催し、求職者の雇用機会の拡大を図ります。

(2) 勤労者福祉の充実

関係機関と連携し、きめ細かな労働相談に応じるなど労働条件の向上を図るとともに、事業所への啓発等を通じて、育児・介護休業制度の普及など働きやすい環境づくりを促進します。

また、大企業と格差がある中小企業の福利厚生の実を支援します。

第8章 都市基盤が整う魅力あるまち

1 都市形成

現状と課題

良好な都市基盤や商業施設等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちのにぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な礎です。

本市は、青梅駅・東青梅駅・河辺駅の3駅を核として中心市街地が形成されており、3駅周辺では、それぞれ特徴のあるまちづくりが展開されています。

青梅駅周辺は、商店街のにぎわい等により青梅の顔として、長い間、市の中心地として栄え、西多摩地域の拠点としても機能してきました。

東青梅駅周辺は、市役所をはじめとする官公庁施設が数多く立地しています。

河辺駅周辺は、平成19(2007)年に駅前複合ビルが完成するなど、業務・商業施設の集積が進んでおり、市立総合病院や市立総合体育館も立地しています。

しかし、青梅駅周辺は、昭和40年代に駅前土地区画整理事業等によって都市基盤が整備された以降は大規模な再開発などが行われていないこともあり、施設の老朽化が目立つなど、以前の活気が失われつつあります。

基本構想の土地利用方針の実現に向け、適切な土地利用を図るとともに、地域特性を生かした魅力ある都市核の形成を進め、まちのにぎわいや活力を高めていく必要があります。

基本方針

都市の活力と自然の豊かさとの適切なバランスがとれた計画的な土地利用を促進し、住みたい、住み続けたいまちづくりを推進します。

中心市街地では、業務、商業、文化、医療などの機能集積を複層的に活用し、新たな魅力とにぎわいを形成するとともに、地域特性や交通利便性を生かした新たな広域的機能展開を図っていきます。

あわせて、無秩序な開発・利用を抑制し、豊かな自然や良好な住環境を保全していきます。

基本施策

(1) 計画的な土地利用の促進

本市の土地利用の基本方向や関連計画、社会経済状況の変化などを踏まえ、「都市計画マスタープラン」の改定を行い、計画的な土地利用を図り、活力あるまちづくりを進めます。

また、生活・自然環境への影響が懸念される施設に対する対応方針を策定し、これにもとづく適正な対応に努め、無秩序な開発行為の防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を図ります。

さらに、まちづくり、災害復旧時の基礎資料となる地籍調査の推進を図ります。

(2) 機能集積の促進

青梅業務核都市基本構想などにもとづき、業務核都市・核都市にふさわしい業務機能や商業機能、文化機能など、諸機能の集積を図ります。

また、今井土地区画整理事業を支援し、圏央道の利便性を生かした物流拠点の整備を進めます。

中心市街地では、地域の意欲ある人々や関係者とさまざまに連携・協力し、にぎわいを醸成するとともに、ケミコン跡地の利活用を図り、まちの活性化に取り組みます。

2 道路

現状と課題

道路は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤です。

圏央道では東名高速道路や東北自動車道等との接続に向けて整備が進められています。

また、本市の幹線道路網について国道・都道の整備促進を要請するとともに、都市計画道路を中心に整備を図っています。

生活道路では、交通利便の向上を図るため、拡幅改修工事や路面改良工事等を実施するとともに、健康の保持や地域の歴史・文化に触れながら歩く人が安全で安心に利用できるまちづくりに向けて「青梅市健康と歴史・文化の路」整備事業を進めています。

しかし、幹線道路の整備による広域的連携の向上、災害時の避難救助活動を支える幹線道路の整備・充実、老朽化する橋りょうなどの維持管理が課題となっています。

このため、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、より一層安全で便利な道路網の整備や効率的な維持管理に取り組むとともに、歩道の整備など歩行者にとって安全で快適な空間の確保等を進めていく必要があります。

基本方針

圏央道や国道、都道の整備を促進し、連絡性の向上と機能的な活動を支える広域的な道路ネットワークの構築に努めます。

また、市道では、安全性の向上や災害に強いまちづくりの実現、ひとにやさしい道路環境づくりを進めるため、拡幅や歩車道分離などの整備を進めるとともに、道路や橋りょうなどを計画的かつ予防的に補修、修繕し長寿命化を図ります。

基本施策

(1) 幹線道路網の整備促進

圏央道について、関係市町村との連携を図り、環状道路としての機能が十分に発揮できるように、早期の全線開通に向けた整備促進を要請します。

また、主要地方道 5 号（青梅街道）以西（滝ノ上～日向和田）の整備に積極的に協力するとともに、国道や都道の拡幅整備や改良整備を要請します。

さらに、東西幹線道路の整備促進を図るため、多摩新宿線についても早期具体化を要請します。

(2) 都市計画道路の整備

「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」に定められた路線や周辺環境の変化や課題を適切に捉え選定した路線の計画的な整備を推進します。

(3) 市道の整備

利用形態や地域特性に応じ、道路の拡幅や歩道の設置などの整備を図ります。

また、道路整備にあたっては、安全性の向上や災害時の対応をはじめ、バリアフリー化、電線類地中化、環境・景観の保全などに配慮した、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。

(4) 道路の維持管理

機能的な道路台帳の整備のもと、道路や橋りょう、沿道の構造物などを点検し、計画的かつ予防的な補修・修繕を実施し、安全性の向上や長寿命化を図ります。

また、街路灯について、省エネルギー型照明の導入を進めます。

3 公共交通

現状と課題

鉄道やバスなどの公共交通は市民生活を支える都市基盤のひとつであり、人口減少社会の到来や超高齢社会の本格化に伴う社会経済状況の変化により、公共交通の果たす役割はますます高まっています。

本市の公共交通は、ＪＲ青梅線が市内を東西に貫き、市外や都心と連絡しており、1日あたり3万人を超える利用がいます。また、地域での身近な移動手段である路線バスは、バス事業者により路線網が構築されています。

しかし、ＪＲ中央線や青梅線では、輸送力増強や利便性の向上が求められています。路線バスでは、利用者が少なく、路線維持のための財政的な負担が重くなっています。さらに、市内に点在する交通空白地域や不便地域の解消も課題となっています。

今後は、広域的な連携によるＪＲ線の輸送力増強の働きかけや、路線バスの利用促進、ニーズに応じた路線網への対応を図る必要があります。

基本方針

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する青梅市公共交通協議会において、誰でもいつでも気軽に利用できる公共交通システムの構築を図ります。

鉄道については、近隣自治体とも連携し、東京直通電車の増発などによる輸送力の強化や駅舎、ホームなどの駅施設の改善を要請します。

バスやタクシーなどについては、身近で日常的な交通機関として、地域特性を踏まえた市民の足となるよう路線の充実や再編、配車サービスの充実などを促進します。

基本施策

(1) 公共交通網の検討

市民や交通事業者など多様な関係者で構成する公共交通協議会などを活用し、利用者のニーズに応じた公共交通網の見直しに取り組み、公共交通網全体の最適化を図ります。

(2) 幹線交通の充実

西多摩地域広域行政圏協議会など近隣自治体と連携し、ＪＲ青梅線の運行本数の増加など輸送力の強化や老朽化した施設の改善など利便性の向上を促進します。

(3) 地域交通の充実

市民にとって必要不可欠な移動手段として、路線バスなどの利用促進に向けた取り組みを進めながら、その維持・存続を関係機関に働きかけていくとともに、交通事業者の経営努力をより促す、新たな公共負担制度の導入を図ります。

4 下水道

現状と課題

下水道は、河川等の水質保全や自然環境の保全、快適な市民生活の確保など、多面的な機能を持ち、人々の生活に欠くことのできない重要な施設です。

本市の公共下水道は、多摩川上流流域関連公共下水道（分流式）として昭和 47（1972）年度から事業に着手しました。

汚水事業については、残された西部地域や北部地域での整備を進めています。また、雨水事業については、浸水の可能性がある地域の集中的な整備を行ってきました。

公共用水域の水質保全と生活環境の向上、全市水洗化に向けて、公共下水道および合併処理浄化槽整備事業の推進を図る必要があります。また、市街化の進行に伴う浸水被害の防止を図る対策を推進する必要があります。

基本方針

生活環境の向上と河川等の水質保全などを図るため、公共下水道汚水事業および合併浄化槽整備事業を計画的、効率的に進め、全市水洗化を目指します。老朽化が進む施設については予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的効率的に更新を行います。また、下水道使用料の適正化を図り、経営健全化をさらに進めます。

雨水については、浸水被害の予防と地下水のかん養などを図るため、雨水浸透施設の設置を促進します。

基本施策

(1) 汚水施設の整備

全市水洗化に向け、第3期事業区域（御岳、御岳本町、沢井、二俣尾地区ほか）をはじめ、小曾木事業区域、御岳山事業区域などの公共下水道の整備を推進するとともに、集合処理に適さない地域等については、市が主体となり整備・維持管理を行う市町村設置型合併処理浄化槽の普及、促進を図ります。

また、下水道等事業の進捗に合わせ、公平な受益者負担を図ります。

(2) 汚水施設の維持管理

下水道管や汚水中継ポンプ場については、災害時のライフラインとしての重要性等から耐震化を図ります。

また、汚水中継ポンプ場については、ライフサイクルコストの低減を図りながら、計画的な改築更新を行っていきます。

(3) 雨水対策の充実

浸水被害の防止に向けた雨水排除施設の整備をはじめ、雨水浸透施設や雨水小型貯留施設の設置補助を図るなど、雨水対策の充実を図ります。

5 河川

現状と課題

本市には、多摩川水系（多摩川、大荷田川、鳶巣川など）と荒川水系（黒沢川、成木川、霞川など）からなる、多くの河川が存在します。

これまで、溢水や浸水、沿岸の浸食等の防止に向けて、護岸等の整備を推進してきました。また、整備にあたっては、自然環境への影響、動植物の生態系や水質の保全に配慮してきました。

今後も、引き続き都などの関係機関と連携を図り、水辺の環境に配慮しながら治水機能の向上を図る必要があります。

基本方針

市民や国、東京都と協調し、安全で潤いのある豊かな河川づくりを進めます。

また、河川管理者間で連携し、自然環境や親水性に配慮しつつ、河川整備を進め、治水機能を高めます。

基本施策

(1) 河川の整備促進

水害に対する安全性の向上、生態系に配慮した水辺に親しめる川づくりに向け、主要河川の整備を国や東京都に要請します。

(2) 治水対策の充実

市の管理する河川の河道や護岸の整備を行い、溢水や浸水、沿岸の浸食などの防止に努めます。

また、整備にあたっては、自然環境への影響、動植物の生態系や水質の保全に配慮します。

6 都市景観

現状と課題

まちの景観は、住む人の暮らしぶりや、地域の文化を表し、美しい景観を持つまちづくりは、住む人の感性を磨き、まちへの愛情や誇りを育み、心を豊かにするなど、快適で活気ある都市の基盤として重要な要素となっています。

本市は、「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然景観の保全、街並み景観の保全など青梅らしさの創造に向けた景観行政を進めてきました。

これまで、青梅駅周辺景観形成地区では積極的な景観保全・整備・修景に取り組み、青梅宿の情緒が残る街並みが形成され、多くの人に親しまれています。

今後は、引き続き景観形成にかかる市民意識の高揚に努めるとともに、多摩川沿い地区でも取り組みを進めるなど美しい風景都市・青梅を目指して、市民・事業者・行政が連携して美しく優れた景観づくりを進めていく必要があります。

基本方針

市民、事業者、行政が協調・連携し、魅力ある固有の景観を守り、育て、愛着や誇りを培う美しい風景都市・青梅を目指します。特に、豊かな自然をもつ多摩川沿い地区や身近に歴史・文化を伝える青梅駅周辺地区では、積極的に景観整備と修景を進めます。

また、公共空間の整備においては、景観に配慮した取り組みを進め、まちの良好な景観づくりを進めます。

基本施策

(1) 自然景観の保全

多摩川沿い景観形成地区を指定し、地区内の景観形成計画および景観形成基準を策定して、青梅の景観を特徴づける水と緑の景観軸を保全します。

また、「青梅市景観まちづくり基本方針」、「青梅市緑の基本計画」、「青梅市環境基本計画」にもとづき、市民、事業者、行政が連携し、市民生活に潤いを与える崖線緑地や平地林、樹園地、丘陵など自然景観の保全を図ります。

(2) 街並み景観の保全・創出

「青梅市景観まちづくり基本方針」および「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、優れた景観づくりを計画的に進めます。

また、青梅駅周辺景観形成地区について、景観形成の要所として、景観形成計画、景観形成基準にもとづき積極的に景観の整備・修景事業を進めます。

(3) 協調・連携による景観づくり

優れた都市景観の形成に貢献している建造物等や市民の取り組みを評価・周知するなど市民意識の高揚を図り、市民発意・市民主体による景観形成の取り組みを促進します。

第9章 みんなが参画し協働できるまち

1 市民参画・協働

現状と課題

市民ニーズや地域特性にあわせた、きめ細かく柔軟なサービスを提供していくために、市民が参画したまちづくりや、市民活動団体等と行政がまちづくりのパートナーとして、対等な立場で協力しあうことが重要であり、全国的に市民参画に向けた動きが活発化しています。

市民がまちづくりに参加するために、まちづくり情報を共有していくことは重要であり、様々な媒体を活用した市政情報の提供に努めるとともに、広聴活動の充実を図ってきました。

本市では、平成20年に「青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針」を策定し、市民活動団体等の活動の支援や、行政との役割分担ということを認識し、協働のまちづくりを目指しています。

平成23年に市民と協働によって策定した「青梅市協働実践マニュアル」にもとづく市民協働の推進や、新たに協働推進員を各課に配置するとともに、市民活動団体の活動支援を行っている青梅ボランティア・市民活動センターと連携をしています。

しかし、本市において市民協働やまちづくりへの参画に対する市民の関心が高いとは言えません。既存の市民活動団体においても、新規会員の獲得が困難であるなど、市民活動団体の継続性の面にも課題を抱えています。

また、本市のコミュニティ活動については、自治会が中心的な役割を担っており、地域づくり活動、地域の防犯、防災、健康福祉、環境整備など各種活動を行っています。しかし、自治会加入率の低下が進んでおり、その要因に、若年層の未加入者の増加に加えて、自治会役員や加入者の高齢化にともなって、自治会活動が続けられなくなるといった実情があります。

基本方針

市民と行政とが共に協力・連携をしながら、市民参画によるまちづくりを進めます。推進に当たっては、行政情報的確かつ迅速な発信に取り組みとともに、市民意見の把握および反映に努め、双方向のコミュニケーションを図り、市民のまちづくりへの参画や協働に対する関心を高めていきます。

行政と市民活動団体等との協働を一層推進していくために、協働によるまちづく

りの機会を創出するとともに、市民からの提案を受け入れる体制の充実を図ります。また、市民活動団体等の活発化に向けて、協働の担い手の育成や組織強化への支援の充実を図ります。

自治会を中心とした地域コミュニティを支える地域活動の支援や、市民センター機能の強化を図り、市民同志が世代を超えて支えあい地域コミュニティが活発で元気なまちを強みにして、地域の活性化を促進します。

基本施策

(1) 市民意見の把握とまちづくり情報の共有

市民ニーズや地域特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供していくため、市民の意見や要望の把握に努め、広聴活動の充実を図ります。

また、市民に行政活動を正確に理解してもらうため、誰もがまちづくりの情報を得られる環境づくりに向け、広報紙やホームページの内容の充実を図るとともに、情報通信の効率化に特化しない心が通い合えるよう発信手法の工夫に努めます。

各種行政計画の策定等に積極的な市民参加の促進を図り、政策の形成過程からその評価・見直しまで、市民と共に取り組むことで、行政運営に対する理解や関心を高め、市民参画によるまちづくりを推進していきます。

(2) 協働のまちづくりの推進

既存の各種市民団体の自主的な活動を支援していくほか、まちづくりの担い手として、ボランティア・NPO等の活動を促進するため、職員の協働推進体制の強化や市民の協働意識の高揚のもと、情報提供の充実、市民活動団体の活動場所の確保やネットワークづくりに対する支援など協働推進体制の充実を図ります。

また、市民提案型協働事業の充実を図るとともに、「青梅市協働実践マニュアル」を活用し、新たな協働事業の企画・運営等への市民の参画・協働を進め、具現化できるよう努めます。協働の推進に当たっては、市民活動団体等と行政との協働の推進役である青梅ボランティア・市民活動センターとの連携を強化していきます。

(3) 地域コミュニティ活動の支援

市民と行政との連携のために、地域コミュニティの活性化に向けた地域活動を積極的に支援します。また、本市は、市域が広いとため、例えば沢井、小曾木、成木地区と新町、河辺地区とでは地域の特性や課題は大きく異なっているように、地域の実情を踏まえながら、自治会と協力して、加入率向上や自治会活動の活性化に向けた方策を検討し、取り組んでいきます。

(4) 市民センター機能の多様化

市内 11 地区の各市民センターにおいて、地域が抱える問題の解決や地域活動の活性化に向けた中心的拠点としての役割を十分に発揮できるよう機能の強化を図り、地域におけるあらゆる世代の多様な活動を広く支援するとともに、地域の声や地域特性を生かした、きめ細かなサービスの充実に取り組みます。

2 人権・平和

現状と課題

本市では、人権教育の推進とともに、街頭啓発活動、講演会などを通じて人権啓発に取り組んできました。また、人権侵害の早期解決を図るため、関係機関や団体と連携して、人権問題に関する相談・支援を行ってきました。

しかし、社会全体において、依然として人権に関わる様々な問題はなくなり、学校や職場内でのいじめ、インターネットを悪用した人権侵害、配偶者からの暴力、高齢化に伴う人権に関する新たな課題も生じてきています。

このため、誰もが人権を尊重し、また、尊重される社会の実現を目指して、これまで以上に市民の人権意識の高揚を図っていく必要があります。

また、市では、戦争の悲惨さを伝え、今ある平和を感じてもらうため、世界連邦運動協会青梅支部と連携し様々な啓発活動に取り組んでいますが、戦後 67 年が経過し、戦争を体験した人が減少しており、戦争に関する資料や体験談に触れる機会が減少してきています。

今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝え、平和思想の普及を図る必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深めることができるように、各種啓発活動に取り組み、人権啓発を推進するとともに、人権侵害に対する問題の早期解決に向けて関係機関や団体との連携を強化し、人権問題に関する相談・支援の充実に努めます。

また、戦争を知らない若い世代をはじめ、全ての人が平和の尊さを感じながら、幸せに豊かに暮らすことができるよう、平和事業の充実に図り、平和意識の高揚を図ります。

基本施策

(1) 人権啓発活動の充実

人権尊重社会の構築に向けて、子どもから高齢者まで、市民一人一人の人権意識を高めしていくため、人権啓発講演会をはじめ、学校、家庭、地域、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など様々な人権課題に対する取り組みを推進します。

(2) 平和意識の高揚

世界連邦運動協会青梅支部と連携して、児童や生徒をはじめ多くの市民が戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶため、平和に関する施策の充実を図り、平和意識の高揚に努めます。

3 男女平等参画

現状と課題

男性も女性もすべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、平成 22（2010）年度に、男性、子どもにとっての男女共同参画、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をはじめとする重点分野を新設した第 3 次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画の形成を一層加速することとしています。

本市では、青梅市男女平等推進計画にもとづき、男女平等の意識づくりや男女平等参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等を重点課題に掲げ、情報紙の発行や講演会の開催など広報・啓発活動の推進、審議会・委員会等への女性の登用などの取組を推進してきました。

しかし、男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（DV防止法）などの施行により、制度上の整備は進んでいますが、実際には、家庭や職場など様々な場面で男女平等参画社会の実現が難しい状況にあります。

今後も、男女が互いにその権利を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力が発揮できる社会の実現を目指す必要があります。

基本方針

男女が性別にかかわらず、自立した個人としてその能力や個性が十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発をはじめ、様々な分野における男女平等参画の推進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活環境の整備、配偶者等からの暴力の防止に努め、男女平等社会の環境整備を進めます。

基本施策

(1) 男女平等関連施策の総合的な推進

「青梅市男女平等推進計画」にもとづき、継続して男女平等参画社会づくりのための意識啓発をはじめ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。また、女性の就業支援や仕事と生活の調和、配偶者等からの暴力の防止、防災活動への参画など女性が活躍できる環境づくりを進めます。

(2) 男女平等参画の推進体制

男女平等施策の推進に当たって、指標にもとづいた進捗状況を適切に把握し、青梅市男女平等推進計画懇談会において諸施策進行管理を行うなど、男女平等参画社会づくりの推進体制を整えます。

第10章 持続的に行政運営ができるまち

1 行政運営

現状と課題

分権型社会への転換が進められる中、自治体の判断と責任で地域の政策を決めていくことがこれまで以上に求められています。

本市では、行財政を取り巻く厳しい社会状況を踏まえ、効果的・効率的な行政システムの構築、簡素で活力ある組織と人材の育成などを基本視点とした「青梅市行財政改革推進プラン」にもとづき、行財政改革を積極的に推進してきました。

また、多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に、西多摩地域の市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）とで共有し、連携して取り組んでいくために西多摩地域広域行政圏協議会の設置やごみ処理の共同処理などを行っています。

人口減少・少子・高齢化が進展していくことが避けられない状況を危機感として捉えた行政運営の変革をしていかなければなりません。

基本方針

限られた財源の中で、社会経済状況の変化や、多様化し高度化する市民ニーズに対応し、より良い公共サービスを提供していくために、効果的で効率的な行政運営に努めます。さらに、職員一人ひとりが時代の変化に即応していくために、能力の向上を図るとともに蓄積したノウハウを有効活用します。

また、近隣市町村等との積極的な連携や機能分担により、共通する様々な行政課題に取り組んでいきます。

基本施策

(1) 効率的な行政運営の推進

将来の本市の地域動向を適切に踏まえ、事務事業の整理合理化をはじめ、組織体制の構築、費用対効果の高い施策展開など行財政改革を推進し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、効果的・効率的な行政運営を推進します。

また、市域が広い本市特有の、地域ごとに大きく異なる地域特性や課題を適切に捉え、市民本位の便利で快適な公共サービスの充実に努めます。

さらに、指定管理者制度や事務の委託化によって経費の節減を図りつつ、適切な指導によってサービスの向上に努めていきます。

補助金等の交付については、公益性や透明性を確保し、使途や成果を適切に評価し、見直しを図っていきます。

(2) 人材の育成・確保・活用

多様化する市民ニーズや高度化する行政課題に的確に対応できるよう、職員の政策形成等の能力向上、意識改革、蓄積した技能の活用を図ります。

(3) 広域行政の推進

利便性の高い交通網や容易に様々な情報を得られる生活環境にあり、市民の生活圏の拡大を踏まえ、西多摩地域広域行政圏協議会や近隣市町村との連携や機能分担によって、広域的な観点で行政運営の効率化とサービスの向上を図ります。

また、既存の広域行政のほか、共通する行政課題に対して、広域的な対応が効果的な事業について、様々な分野での連携について検討します。

2 情報推進・活用

現状と課題

情報化の進展は著しく、あらゆる分野において重要なツールとなっており、情報の共有、通信手段の多様化・高度化が進んでいます。

本市においても、インターネットの高速通信が可能なブロードバンド環境が整備されており、これら有線による情報通信網に加え、スマートフォンに代表されるモバイル端末の普及、無線通信の利活用も進んでいます。

行政内部の情報化については、ホームページ・メール配信による情報発信、行政事務の効率化に向けた各種システムの整備、電子申請による各種申請などICT（情報通信技術）環境の充実と利活用を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化を進めてきました。

しかし、ICT環境が充実していく一方で、顕在化する情報弱者に対して、誰もが支障なく情報を得られる環境づくりが求められています。

基本方針

公共サービスの利便性の向上、事務の効率化やコスト削減を推進するために、最新の情報通信技術の特性を理解し、効果的な利活用を図ります。また、高度情報通信ネットワーク社会における情報流通を災害対策、行政情報や本市の魅力を内外に発信する手段として活用します。一方で、情報通信技術に偏重することなく、情報弱者に対する情報発信の工夫に努めます。また、情報セキュリティ体制や機能の強化、個人情報の保護等に努めます。

基本施策

(1) ICT環境の最適化

便利で安定した行政サービスの提供に向け、電子申請手続きの拡大、電子申告・電子収納等を推進するとともに、全庁的な視点でシステムの最適化・統合化を推進し、コストの削減、行政事務の一層の効率化に向けて、その基盤となる ICT 環境の最適化を推進します。

また、いわゆるマイナンバー法等の法制度改正に当たっては、市民の利便性向上と市政運営の効率化を基本に、迅速かつ円滑な対応に努めます。

(2) 情報化の推進・活用・対策

情報通信技術を戦略的に活用し、安全・安心やまちづくり情報の共有など市民への情報提供の充実を図るとともに、市の魅力を内外に発信するために、様々な情報発信手段に取り組む一方で、情報を受け取った方の反応に着目しつつ、地域活性化に向けて効果的な情報活用を進めます。

また、高齢者や障害者を含め、だれもが支障なく安心して情報環境を利用することができるよう、心が通い合えるきめ細かな対応に努めるとともに、市民及び職員の情報リテラシー（活用能力）の向上や情報セキュリティ対策の強化を図ります。

3 公共施設保全・整備

現状と課題

本市が所有する公共建築物は、文化財 3 棟を除き計 300 施設で、延床面積は 38 万㎡超と東京ドームに換算すると 8 個分に相当します。

昭和 39 (1964) 年から昭和 60 (1985) 年までの間に市民ニーズ・行政サービスの多様化に対応して、学校、市営住宅、市民センター、福祉センター、総合病院など大規模施設の約 7 割が建設され、建築後 25 年から 40 年を経過した公共建築物が多数を占めており、大規模修繕など維持費用の増加が見込まれることから、計画的に施設の修繕・改修を進めていくため平成 23 (2011) 年 3 月に「青梅市公共建築物保全整備計画」を策定しました。

しかし、都市を支える基盤の中には、建築物のほか、道路や橋りょう等もあり、厳しい財政状況の中でその全てを計画的に修繕していくことは、現実には難しい状況にあり、さらに人口減少や少子・高齢化の進展、地域の実情なども踏まえた施設のあり方の検討が重要な課題となっています。

基本方針

既存公共施設の保全維持管理を計画的に行い、優先度を見極めながら、課題を検証しつつ、効率的・効果的な対策により、施設の保全・運用の最適化を図ります。また、統廃合を含む施設配置のあり方を検討していきます。

施設の修繕・改修に当たっては、再生可能エネルギーを導入するなど環境に配慮しつつ、バリアフリー化による安全で安心できる整備を進めます。

基本施策

(1) 公共建築物の保全・運用の最適化

少ない財源で施設を効率的・効果的に運用するためにストックマネジメント手法を用い、老朽化が進む公共建築物の計画的な修繕・改修を行います。

なお、修繕・改修に当たっては、耐震化、自然環境との調和、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

一方、地域の特性や施設機能を十分に踏まえた上で、統廃合を含む施設配置のあり方を検討します。

また、「青梅市公共建築物保全整備計画」については、計画の進捗状況や財政状況等を踏まえて、適切に見直しを図っていきます。

4 健全財政

現状と課題

本市の財政状況をみると、財政力指数は0.929（平成22（2010）年度一般会計決算）と類似団体中では比較的高い位置にあるものの、都内の同規模の市では不交付団体（自主財源が豊かで普通交付税が不交付の団体）が多いことから、都内との比較では決して豊かとは言いきれない状況にあります。

経常収支比率では、93.3%（平成22（2010）年度一般会計決算）と全国および都内の市町村平均を上回っており、財政の硬直化が進んでいます。

かつては、競艇事業収入に支えられ、経常収支比率が高くとも健全な財政運営を維持することができましたが、社会・経済状況は大きく変わり、財政運営の現状は、本市の身の丈を超えた財政規模となっており、厳しい財政運営を続けてきています。

基本方針

身の丈に合わせた健全な財政運営の確立を目指し、自主財源の確保に努め、受益者負担の適正化を図ります。今後も増え続けることが見込まれる社会保障費の財源については、国や東京都に適正な措置を講じるよう要請していきます。また、事務・事業の不断の見直しや、効果的な事業の選択などにより歳出削減に全力で取り組みます。

競艇事業については、引き続き経営改善に取り組み、収益の確保に努めます。

基本施策

(1) 身の丈に合った財政運営の確立

地域経済の活性化や雇用の創出などによる自主財源の安定確保に努めるとともに、国・都の補助制度の活用をはじめ、市資産の有効利用、使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化、滞納対策の強化等を行い歳入の確保に徹底して取り組んでいきます。

また、歳出については、社会・経済動向を注視し、将来の人口動向を踏まえ、経費の節減を前提に、優先度や緊急度、費用対効果などを勘案した、選択と集中による効率的な事業展開を図ります。

短期的な視点で取り組むべきものと、中長期的な視点で取り組むべきものとを適切に踏まえ、歳入と歳出の均衡が図れた、身の丈に合った持続可能な財政運営の確立を目指します。

また、市民への財政分析・評価・公表を積極的に行い、厳しい財政状況の情報共有を図ります。

(2) 競艇事業収益の確保

魅力あるレース開催やイベント、PRなど効果的な売上向上策を展開するとともに、引き続き経営改善に取り組み、競艇事業収益の確保に努めます。

第 3 部 （仮称）ぷらっとフォーム

第1章 （仮称）ぷらっとフォームによるまちづくり

第6次青梅市総合長期計画では、基本構想に掲げる10のまちづくりの基本方向のもとで、44の施策分野において、計画的にまちづくりを推進するとともに、暮らしやすさの視点に立ち、青梅らしさを醸し出すまちづくりを戦略的に進めるために、分野の枠を超えて、施策が連動し、多様な主体が参画する施策連動型の仕組み「ぷらっとフォーム（ ）」を展開します。

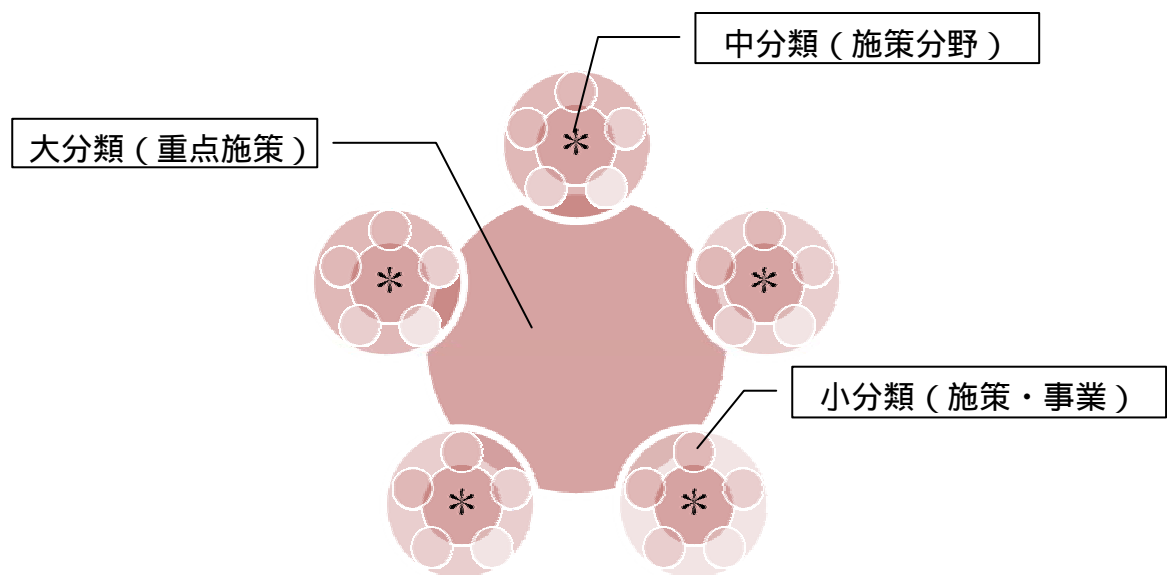
【ぷらっとフォームのしくみ】

青梅の強みを生かし、弱みを克服する視点のもと、重点的に取り組むべき主要なテーマに対し、関連する分野における施策や事業を横断的に、連動させながら推進します。

推進に当たっては、行政だけではなく、市民、地縁組織、市民活動団体、民間活力、専門家などの多様な担い手の参画によって、市を挙げて取り組んでいきます。

【ぷらっとフォームの展開】

実施計画において、重点的に取り組むテーマを定め、この達成に向けて連携・連動する施策を明示します。



ぷらっとフォームとは、施策を展開させるための基礎や土台となるものを意味しています。主要なテーマを掲げたぷらっとフォームのもとで、様々な施策や事業が連動し合う姿を「梅の花」に例えて、積極的な事業実施によって多くの花を咲かせ、実を結んでいこうという将来に向けての意思を示しています。また、ネーミングについては、梅の実の「プラム」を連想させています。